

予 算 審 査 特 別 委 員 会

令 和 5 年 3 月 9 日
午 前 9 時 開 会
於 斑 鳩 町 第 一 会 議 室

議 長
伴 吉 晴
委 員 長
坂 口 徹
副 委 員 長
横 田 敏 文
出 席 委 員
溝 部 真 紀 子
木 澤 正 男
理 事 者 出 席

齋 藤 文 夫
奥 村 容 子

井 上 卓 也

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 惠 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
政 策 財 政 課 長	真 弓 啓	住 民 生 活 部 長	栗 本 公 生
住 民 生 活 部 次 長	北 典 子	福 祉 課 長	中 原 潤
同 課 長 補 佐	細 川 友 希	健 康 対 策 課 長 補 佐	徳 田 貴 世
国 保 医 療 課 長	猪 川 恭 弘	都 市 建 設 部 長	上 田 俊 雄
建 設 農 林 課 長	手 塚 仁	同 課 長 補 佐	田 中 弘 二
同 課 長 補 佐	平 本 吉 男	都 市 創 生 課 長	福 居 哲 也
同 課 長 補 佐	柳 井 孝 一 朗	同 係 長	土 谷 純
同 係 長	菅 田 修 久	上 下 水 道 課 長	岡 村 智 生
同 課 長 補 佐	上 田 和 弘	教 育 次 長	本 庄 徳 光
教 委 総 務 課 長	松 岡 洋 右	同 課 長 補 佐	三 原 進 也
同 係 長	松 本 暢 之	生 涯 学 習 課 参 事	平 田 政 彦
同 課 長 補 佐	大 野 彰 彦	同 課 長 補 佐	竹 内 里 穂
同 係 長	今 田 善 友	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

(午前9時00分 開会)

○坂口委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 おはようございます。それでは、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第9号

令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読させていただきます。

令和5年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,996,400千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で

のこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

初めに、本特別会計の予算総額であります。歳入、歳出それぞれ29億9,640万円となっております。前年度と比較して6,220万円、2.0%の減となっております。それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。初めに、歳入予算についてでございます。

第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税であります。新年度は5億1,164万円を計上しております。前年度と比較して582万6千円、1.1%の減となっております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者国民健康保険税で5億1,082万3千円、第2目 退職被保険者等国民健康保険税で81万7千円となっております。

次に8ページ、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料であります。保険料の督促事務に係る手数料として20万円を計上しております。

次に、第3款 県支出金であります。はじめに、第1項 保険給付費等交付金であります。新年度は22億7,035万1千円を計上しております。第1目 保険給付費等交付金、第1節 保険給付費等普通交付金では、本町の療養諸費や高額療養費など保険給付に充てる財源であり、これらに21億3,176万4千円を、また第2節 保険給付費等特別交付金では、医療費通知や第三者求償事務などに対する保険者努力支援制度交付金や特別調整交付金、県2号繰入金、また特定健康診査の負担金などで1億3,858万7千円を計上しております。次に、第2項 財政安定化基金支出金であります。市町村の国民健康保険財政に赤字が生じた場合や、災害等やむを得ない理由により収入が減少した場合、県において造成される同基金から資金の貸し付け又は交付を受けることができるもので、1千円を計上しております。

次に、9ページ、第4款 財産収入、第1項 財産運用収入であります。第1目 利子及び配当金で、財政調整基金に係る利子、1千円を計上しております。

次に、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金であります。第1目 一般会計繰入金で、新年度は2億867万5千円を計上しており、前年度と比較して4,267万2千円、17.0%の減となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金など法定繰入金を計上しております。

次に、10ページ、第6款 繰越金、第1項 繰越金であります。第1目 繰越金で、前年度と同額の千円を計上しております。

次に、第7款 諸収入であります。はじめに、第1項 延滞金加算金及び過料、第1目 延滞金で200万円を計上しております。次に、第2項 雑入では、新年度は353万円を計上しております。主に、交通事故等の第三者行為による返納金の受け入れとして、一般被保険者第三者納付金で300万円を計上しております。また、雑入では、口座振替受付サービス事業補助金として40万8千円を計上しております。

最後に11ページ、第3項 療養費等指定公費返還金では、第1目 療養費等指定公費返還金で、1千円を計上しております。この返還金は、過年度分の対応のため計上させていただいているものでございます。

続きまして、歳出予算についてでございます。12ページをお願いいたします。

初めに、第1款 総務費であります。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度では2,433万5千円を計上しています。前年度と比較して790万1千円、24.5%の減となっております。減の主な理由は、前年度に実施いたしましたシステム改修委託料の減額によるものでございます。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び被保険者証の発行や資格管理などに係る事務経費でございます。次に、13ページ、第2目 国民健康保険団体連合会負担金であります。これは、国民健康保険団体連合会の運営に対する負担金であり、新年度は131万9千円を計上しております。次に、第3目 共同事業負担金であります。国保支援センターで行う国保事業の共同化に対する負担金で382万4千円を計上しています。

次に14ページ、第2項 徴税费、第1目 賦課徴収費であります。新年度は888万3千円を計上しております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託など電算委託料などの費用でございます。

次に15ページ、第3項 運営協議会費、第1目 運営協議会費では、前年度と同額の22万5千円を計上しています。国保運営協議会の開催に係る委員報酬であります。

続きまして、第2款 保険給付費であります。第1項 療養諸費では、新年度は18億5,785万9千円を計上しており、前年度と比較して658万8千円、0.4%の減となっております。その内訳は、第1目 一般被保険者療養給付費18億3,707万6千円、第2目 退職被保険者等療養給付費10万円、第3目 一般被保険者療養費1,491万6千円、第4目 退職被保険者等療養費1万円、第5目 審査支払手数料で575万7千円を計上しております。

次に、16ページ、第2項 高額療養費であります。新年度は2億6,869万4千円を計上しており、前年度と比較して233万5千円、0.9%の増となっております。その内訳は、第1目 一般被保険者高額療養費で2億6,820万円、第2目 退職被保険者等高額療養費で5万円、第3目 一般被保険者高額介護合算療養費で44万3千円、第4目 退職被保険者等高額介護合算療養費で1千円となっております。

次に、第3項 移送費では、新年度では5万1千円を計上いたしております。内訳は、第1目 一般被保険者移送費で5万円、第2目 退職被保険者等移送費で1千円となっております。

次に、17ページ、第4項 出産育児諸費では1,050万5千円を計上しております。内訳は、第1目 出産育児一時金で1,050万円、第2目 支払手数料で5千円です。次に、第5項 葬祭諸費、第1目 葬祭費では、前年度と同額の150万円を計上しております。次に、第6項 傷病手当金、第1目 傷病手当金であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当として、前年度と同額の10万円を計上しております。

次に、18ページ、第3款 国民健康保険事業費納付金では、新年度は7億8,125万6千円を計上しております。前年度と比較して3,042万5千円、3.7%の減となっております。はじめに、第1項 医療給付費分は5億5,802万9千円です。内訳は、一般被保険者医療給付費分5億5,697万4千円、退職被保険者等医療給付費分105万5千円です。次に、第2項 後期高齢者支援金等分では1億6,912万4千円を計上しております。退職被保険者等後期高齢者支援金等分は廃目となっております。次に、19ページ、第3項 介護納付金分では5,410万3千円です。

続いて、第4款 共同事業拠出金、第1項 共同事業拠出金、第1目 共同事業拠出金で1千円を計上しています。退職被保険者等医療の資格確認用に、年金受給者一覧を国保連合会に作成していただくための拠出金です。

次に、第5款 財政安定化基金拠出金です。災害等やむを得ない理由により収入が減少したことなどで、県において造成される同基金から資金の交付が市町村にあった場合、その基金を補填する財源は各市町村が負担することとなるため、名目予算、1千円を計上したものであります。

次に、20ページ、第6款 保健事業費です。第1項 保健事業費では、新年度は256万8千円を計上しております。その内訳は、第1目 人間ドック健診受診費

用助成費で240万円、第2目 医療費適正化対策費で16万8千円です。次に、第2項 特定健康診査等事業費、第1目 特定健康診査等事業費では、新年度は2,313万4千円を計上しています。前年度と比較して34万1千円、1.5%の増となっております。新年度では、特定健康診査対象者を4,297人と見込み、受診率40.0%として、特定健康診査委託料1,748万7千円を計上しております。また、特定保健指導の実施率を高めるため、保健指導業務委託料288万2千円を計上しております。

次に、21ページ、第7款 基金積立金であります。収入超過となった場合に、基金を積み立てることとなりますので、名目予算、1千円を計上しております。

次に、第8款 公債費であります。第1項 一般公債費、第1目 利子で、前年度と同額の10万円を計上しています。第2項 財政安定化基金償還金では、同基金への返還について、新年度での償還はないことから、費目の設定として名目の予算を計上したものであります。

次に22ページ、第9款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金では、新年度は204万2千円を計上しております。その内訳は、第1目 一般被保険者保険税還付金で203万円、第2目 退職被保険者等保険税還付金で1万1千円、第3目 償還金で1千円となっております。次に、第2項 療養費等指定公費立替金、第1目 療養費等指定公費立替金であります。1千円を計上しております。歳入予算でご説明申しあげましたとおり、療養費等指定公費返還金に対する費用として設けているものです。

最後に23ページ、第10款 予備費では、前年度と比較して2千万円、66.7%減の1千万円を計上しております。

以上で、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算のご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計予算について、質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 今回、国保特会の審査をさせていただくにあって、資料請求をさせていただいているんですけども、この資料について、まず説明をお願いできますか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 それでは資料のほうになりますけれども、まず国民健康保険税の改正に伴います令和4年度、5年度の影響額及び所得階層の負担額の比較ということで、

資料のご請求いただきましたので。まず、1番目の4年度と5年度の影響額の比較というところがございますが、現行1人当たりの保険料調定額としまして、令和4年度の現行税率で令和5年度の納付金に見合う分を算定いたしますと11万7,350円となります。今回の税率改定に伴いまして調定額として計算いたしますと12万1,128円、差引きで3,778円の増になっているというところがございます。

次に、令和4年度と5年度の所得階層別の負担額の比較でございますが、二つ表がございます。上段は医療分、後期支援分、介護分がそれぞれが課税される世帯の場合。下段のほうが年齢が60歳、世帯として介護分がかからない40歳未満の世帯もしくは65歳以上の世帯の三つで構成される世帯の場合を表しております。

例を申しあげますと、上の表の4列目の、例えば所得が100万円である場合、世帯構成が1人の場合であります。今回の改正に伴いまして年額で5,800円の増額。世帯2人の場合で申しあげますと、1人が給与収入がある場合としまして算定しましたら7,800円の年額で増額となりますというような表になっております。

下の表で申しあげますと、所得が100万円のケースで同じく申しあげますと、1人世帯の場合ですと、真ん中の部分ですけど1,200円の改正。2人世帯で申しあげますと3,200円の改正になってくるといった、所得階層ごとを早見表というような形でお作りした次第です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 令和4年度と令和5年度の影響額の比較のところ、1人当たりの調定額ということで出していただいておりますけれど、会計全体でいうと影響額というのはいくらになりますか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 会計全体としまして、改正に伴いまして現行税率でいった場合と改正した場合ということの比較になると思うんですけども、およそ1,900万円の増額になってくるところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 あと上の表と下の表ということで分けていただいております。上の表でいうと、これは40歳から64歳が対象になるということと、下の表でいうと40歳未満と65歳から74歳の方が対象になるということによろしいでしょうか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今おっしゃったとおりでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 なかなかこれだけではわからなかったので確認させていただいたんですけど、あと、それぞれでよくモデル世帯というふうな言い方をして、例えば影響なんかを示していただけてますけど、それでいうと上と下とでは一般的にいうモデル世帯はどこにあたるんでしょうか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 国民健康保険に加入されている世帯の構成状況と申しあげますと、所得が100万円という世帯が一番多いですので、そういった世帯が一応モデル世帯かなと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると先ほど課長の言っていた世帯が、だいたい一番多い世帯だということで理解をしておきます。

あとですね、予算書に戻るんですけども、6ページのところで保険給付費と納付金と全体の額が示されてきていますけども、ぱっと見たところ給付費と納付金とどちらも減っているという状況なんですけども、これは何でこういう状況になるんでしょうか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 事業費納付金につきましては、来年度5年度以降、今年度もそうなんですけれども、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者へ移行される関係もありまして、また社会保険の会社での適用範囲も広まっているという中で、国保に加入されている人数がどんどん減っていったという状況の中で、納付金そのものも減っているというところがひとつあります。給付費につきましては減少はしているんですけども、全体として見ましたら大幅な減少というところではないんですけども、給付についてはほぼ横ばいの中で、実績を見る中で0.2%ほど減少する形には予算計上しておりますけども、ほぼ変わらないという状況になっています。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 本来、給付費が減って納付金が減るんやったら保険税を上げなくていいのなかというふうにも思うんですけど、1人当たりの医療費の見込みというのが過去と比べてどうなっているのかというのもちょうと確認したいんですけど。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 1人当たりの医療費でございしますが、全体の費用としてかかっている部分で申しあげますと、いわゆる30年度から県単位化が始まった段階から、4年度

の見込みまでで申しあげますと、およそ15%ぐらい給付としては上がってきているという状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今回、税率改定で引きあげということになりましたけども、どこかで言うてはったと思うんですけど、県が示してきている統一保険料率がありますね、それが令和6年度ということで基準が示されていますけど、町はそれに対してどういう考え方でもってこの税率改定を行っているんでしょうか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 これまで令和3年度、4年度と税率改定をさせていただいているところでございますが、最終的に県の6年度の統一保険料率が今年度に見直しをされまして、その中で現行の保険料率との比較の中で2年で1回で上げるのか、はたまたそれをもう少し分解するのかといった中で、町としましてはおおよそ半分程度上げる中で、2回で改正していきたいというところの中で、それぞれの医療分、支援分、介護分がございます。その中で赤字が発生しない税率設定等もして、会計への累積赤字が増えないような形で考える中で今、税率のほうの改正を考えている状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間、国保会計、昨年度と一昨年度と黒字という形で来ていたんですけども、令和5年度については改正しないと赤字になるということなのか、それとも県から示される保険料率に合わせていくということでの改正になるのか、それはどうなんでしょうか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 当然、令和5年度、6年度、統一保険料率をもうそこまで上げていくというのは決まっていることなんですけれども、5年度につきましても前年の納付金等の状況を見まして、現在の税率でいきますと当然不足する部分があるというのは試算の中でも出ておりましたので、先ほど申しあげたように半分という形を考えて、その中でのごとでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間、累積赤字がありましたので、それを解消していくということで、一般会計からも後期高齢者医療分の不足も、それに対して補填するというところで1,500万円、以前は3千万でしたけど、繰り入れをしていましたけど、今回、値上げをしないと赤字が発生するということに対して、今後ですね、一般会計からの繰り入れの考え

方について確認をしておきたいというふうに思うんですけど。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今、委員がおっしゃったとおり、5年度からは後期の累積の分、2,500万円はなくなるという形なんですけれども、今の単位化の中で収納率も改善していかなければならないということで、収納努力のほうもさせていただいた中で、一定の収納率の向上というのを見られました。その中で運営を続けていかせてもらえれば、努力すれば今の累積赤字、残存している部分についても現存の収入で賄って、少しずつですけれども減少させていくことができるという中で、今えがいております。その中で2,500万円を来年度以降は入れないという形を今考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そもそも国保の県単位化になってしまって、法的にそういう制度になってしまいうのはしょうがないんですけど、県のほうが運営の中で保険料率を統一していくことですか、それぞれ独自でやっていた減免制度も、それも統一化してしまうというようなことであったり、一般会計への繰入れからの繰入れについても原則禁止だと。いろいろなルールを課して市町村の裁量がどんどん奪われていっているということについて、私はすごい不満を持ってまして、それは町に言うてもしょうがないんですけど、町のほうとしては、町でできる対策を進めていっていただきたいというのと、そもそも国保税、この影響額の資料を出していただきましたけども、例えば下の段の表で一番右の4人世帯のところの軽減がかかっている世帯で、所得が250万円、4人家族の世帯で、改定した後の税額が年間で40万円になるというところから見ても、以前から言っていますけど、もう被保険者の負担としてはもう限界を超えているというふうに私は思っています。以前から国、県に対して財政負担支援をするようにということと、あと県に対しては納付金の算定基準となる収納率が、市と町村で違うという点についても解消してほしいというふうに申しあげてきたんですけども、いろいろな面から今そうした財政支援を求めていかないともう破綻をしてしまっているという状況の下で、今回値上げとなる会計については、私は賛成できないなという思いを持っているんです。

それについては町としてできることというのと、一般会計からの繰り入れになってしまうのかなというふうに思いますので、この間、累積赤字を解消するというところでとりくんできたことについては、一定の改善がみられる効果は得られましたので、それは評価をさせていただいていますけど、今後の対応ですね、やはり最終的には国がきちんと以前のように事務費も含めて50%の負担をしていただかないと、国保会計というのは他

の健康保険と違って事業者分の負担がないので、それが全部被保険者の保険税や保険料にのしかかってくるので、そののそもそもの仕組みを変えないと、やはりどうしようもないというふうに思いますけども。それはすぐ町に求めても難しいのはわかってはいるんですけど、やはり町民の皆さんの暮らしを守るという観点からも、その点については引き続き国、県に声をあげていていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第10号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 それでは、議案第10号 令和5年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明をお申しあげます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第10号

令和5年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、特別会計予算書の31ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

令和5年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算

令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,707,500千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,000千円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定で介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険事業勘定で各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、予算に関する説明書により、予算の内容をご説明をさせていただきます。

予算書の39ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、歳入予算であります。第1款 保険料、第1項 介護保険料では、第1目 第1号被保険者保険料で、新年度は5億1,276万1千円を計上しています。前年度と比較して364万4千円、0.7%の減となっています。65歳以上の第1号被保険者に係る保険料となっており、現年度保険料については、特別徴収分を93.3%、普通徴収分を6.7%として計上しています。次に、第2款 使用料及び手数料であります。第1項 手数料では、第1目 督促手数料で3万円を計上しています。

次に、第3款 国庫支出金であります。第1項 国庫負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は4億4,527万1千円を計上しています。前年度と比較して390万3千円、0.9%の増となっております。40ページをお願いいたします。第2項 国庫補助金では、新年度は1億5,551万5千円を計上しています。前年度と比較して251万7千円、1.6%の増となっています。その内訳は、第1目 調整交付金で1億376万1千円、第2目 総合事業調整交付金で370万7千円、第3目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で2,478万6千円、第4目 地域支援事業交付金の総合事業分で1,765万1千円、第5目 保険者機能強化推進交付金で300万円、第6目 介護保険保険者努力支援交付金で250万円、第7目 介護保険事業費補助金で11万円を計上しています。

次に41ページ、第4款 支払基金交付金であります。第1項 支払基金交付金で、新年度は6億9,086万円を計上しています。前年度と比較して204万9千円、3.0%の増となっています。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、その内訳は、第1目 介護給付費交付金で6億6,703万2千円、第2目

地域支援事業交付金で2,382万8千円を計上しています。

次に、第5款 県支出金であります。第1項 県負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は3億5,763万8千円を計上しています。前年度と比較して267万7千円、0.7%の減となっています。次に42ページ、第2項 県補助金では、新年度は2,342万5千円を計上しています。前年度と比較して114万円、5.1%の増となっております。その内訳は、第1目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で1,239万3千円、第2目 地域支援事業交付金の総合事業分で1,103万2千円を計上しています。

次に、第6款 財産収入であります。第1項 財産運用収入では、第1目 利子及び配当金で、新年度は15万8千円を計上しています。前年度と比較して7千円の増となっています。43ページにお移りいただきまして、第7款 寄附金であります。第1項 寄附金で、前年度と同額の千円を計上しています。

次に、43ページから44ページの第8款 繰入金であります。第1項 一般会計繰入金では、新年度は4億4,010万1千円を計上しています。前年度と比較して1,267万円、3.0%の増となっています。その内訳は、第1目 介護給付費繰入金で3億881万1千円、第2目 地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分で1,399万4千円、第3目 地域支援事業費繰入金の総合事業分で1,721万8千円、44ページ、第4目 地域支援事業費繰入金の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業で918万1千円、第5目 その他一般会計繰入金で6,319万2千円、第6目 低所得者保険料軽減繰入金で2,770万5千円を計上しています。

また、第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で、前年度と同額の8千万円を計上しています。

次に45ページ、第9款 繰越金であります。第1項 繰越金で、前年度と同額の100万円を計上しています。令和4年度に還付、償還できない保険料について、新年度に繰り越すものでございます。

次に、第10款 諸収入であります。第1項 延滞金加算金及び割引料では、前年度と同額の1万2千円を計上しています。その内訳は、第1目 過料で1千円、第2目 第1号被保険者延滞金で1万円、第3目 第1号被保険者加算金で1千円を計上しています。第2項 雑入では、72万8千円を計上しています。その内訳は、第1目 滞納処分費、第2目 弁償金、第3目 違約金及び延納利息、第4目 第三者納付金、第5目 返納金で、それぞれ1千円、第6目 納付金で4万9千円、第7目 雑入で67万

4千円を計上しております。

次に47ページをお願いします。続きまして、歳出予算でございます。

第1款 総務費であります。第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は3,890万5千円を計上しています。前年度と比較して588万2千円、17.8%の増となっています。介護保険事務に携わる職員の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金などに係る費用等を計上しています。

次に、48ページの第2項 徴収費では、第1目 賦課徴収費で、新年度は190万9千円を計上しています。前年度と比較して15万9千円、9.1%の増となっています。介護保険料の決定通知や納付書等の送付などに要する費用となっております。

次に、48ページから49ページの第3項 介護認定審査会費では、第1目 介護認定審査会費で、新年度は2,203万6千円を計上しています。前年度と比較して82万4千円、3.6%の減となっています。

次に、第4項 趣旨普及費では、第1目 趣旨普及費で、新年度は19万4千円を計上しています。

次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第1目 介護保険運営協議会費で、新年度は20万円を計上しています。

次に、50ページの第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、第1目 地域包括支援センター運営協議会費で、新年度は12万円を計上しています。

続きまして、第2款 介護給付費であります。第1項 介護サービス等諸費では、第1目 介護サービス等諸費で、新年度は22億7,298万5千円を計上しています。前年度と比較して226万1千円、0.1%の減となっています。

次に51ページ、第2項 介護予防サービス等諸費では、第1目 介護予防サービス等諸費で、新年度は9,015万1千円を計上しています。前年度と比較して1,738万2千円、23.9%の増となっています。

次に、第3項 その他諸費では、第1目 審査支払手数料で、新年度は333万8千円を計上しており、前年度と比較して16万3千円、5.1%の増となっています。

次に52ページ、第4項 高額サービス等費であります。第1目 高額サービス諸費で、新年度は5,780万6千円を計上しており、前年度と比較して172万5千円、3.1%の増となっています。医療保険制度と同時に、自己負担額が所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するものであります。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、第1目 高額医療合算サービス諸費

で、新年度は928万9千円を計上しています。前年度と比較して58万6千円、6.7%の増となっています。介護保険と医療保険の両方の自己負担額を年間で合算した額が、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するものであります。

次に、52ページから53ページの第6項 特定入所者介護サービス等費では、第1目 特定入所者介護サービス等費で、新年度は3,691万7千円を計上しています。前年度と比較して1,382万2千円、27.2%の減となっています。施設に入所等されている低所得者の方の居住費と食費について、一定額を超えた費用について補足給付するものであります。

次に、第7項 特別給付費では、第1目 特別給付費で、新年度において118万5千円を計上しています。この科目は、要支援、要介護者に対して、町独自で定める保険給付として実施するものであります。

次に、第3款 基金積立金であります。第1項 基金積立金では、第1目 介護保険給付費準備基金積立金で、新年度は15万8千円を計上しています。介護保険給付費準備基金から生じる利子積立てとなっています。

54ページをお願いします。次に、第4款 地域支援事業費であります。第1項 介護予防・生活支援サービス事業費であります。第1目 介護予防・生活支援サービス事業費で6,768万3千円、第2目 介護予防ケアマネジメント費で1,386万1千円を計上しています。項全体といたしまして、前年度と比較して761万2千円の増となっています。

次に、55ページから56ページの、第2項 一般介護予防事業費では、第1目 一般介護予防事業費で、新年度は2,239万6千円を計上しております。前年度と比較して3万円の増となっています。

次に、56ページから60ページの第3項 包括的支援事業・任意事業費であります。第1目 包括的支援事業費で、新年度は1,913万5千円を計上しています。前年度と比較して8万円の減となっています。包括支援センター職員の人件費などに係る費用を計上しております。

57ページから58ページの第2目 任意事業費では、新年度は1,180万7千円を計上しています。前年度と比較して33万4千円の減となっています。配食サービス事業や緊急通報システム設置事業、介護給付費等費用の適正化事業、家族介護用品支給事業などに係る費用を計上しています。

次に、第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、新年度は37万円を計上しています。前年度と比較して8万5千円の増となっています。在宅医療と介護の連携に関する研修会、生駒郡地域ケア会議の開催等に係る費用を計上しています。

次に、第4目 認知症総合支援事業費では、新年度は378万7千円を計上しています。前年度と比較して53万6千円の増となっています。

第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、地域包括支援センターにおいて、予防事業のための介護予防プランを作成する職員の人件費として、新年度は418万5千円を計上しています。前年度と比較して7万円の減となっております。

次に、第6目 総合相談事業費では、高齢者の総合的な相談事業に係る費用として、新年度は2万6千円を計上しています。

次に、第7目 権利擁護事業費では、地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する業務を主に行う職員の人件費などとして、新年度は713万5千円を計上しております。前年度と比較して225万6千円の増となっております。

次に、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、包括支援センターにおいて、地域や関係機関との連携や個々の介護支援専門員に対する支援等を行う職員の人件費などとして、新年度は1,087万4千円を計上しています。前年度と比較して47万8千円の増となっています。

次に、第9目 生活支援体制整備事業費では、既存事業にあたる生活支援コーディネーターの配置業務等にかかる費用に合わせ、新たに社会資源把握支援サービスの導入に伴う費用として、新年度は868万円を計上しています。この社会資源把握支援サービスとは、地域包括ケアシステムに求められている社会資源の把握や情報を集約し、ウェブサイト一般公開できるもので、このシステムの導入により、住民の方がそれぞれに合った情報収集をおこなうことができるものであります。

次に、61ページをお願いします。第4項 その他諸費であります。第1目 審査支払手数料で、新年度は36万6千円を計上しています。前年度と比較して6万8千円の増となっています。

次に、第5款 諸支出金であります。第1項 償還金及び還付加算金で、新年度は、第1目 第1号被保険者保険料還付金で100万円、第2目 償還金、第3目 第1号被保険者還付加算金で、それぞれ千円を計上しています。

第6款 予備費では100万円を計上しております。

以上で、保険事業勘定のご説明とさせていただきます。

続きまして、介護サービス事業勘定です。75ページをお開きください。

はじめに、歳入予算につきまして、説明申しあげます。第1款 サービス収入であります。第1項 予防給付費収入では、第1目 介護予防サービス計画費収入で、新年度は1,348万円を計上しています。前年度と比較して389万円の増となっています。地域包括支援センターで作成する、介護予防サービス計画に対する収入となっています。

次に、第2款 繰越金では、第1項 繰越金で、新年度は150万円を計上しています。次に、第3款 諸収入です。第1項 雑入では、新年度は、第1目 納付金で雇用保険料納付金として1万8千円、第2目 雑入でコピー代等2千円を計上しています。

続きまして、歳出予算であります。76ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は、介護予防サービス計画を作成するための事務費として11万3千円を計上しています。

次に、第2款 サービス事業費であります。第1項 居宅サービス事業費では、第1目 居宅介護予防サービス事業費で、新年度は1,478万7千円を計上しています。前年度と比較して496万6千円の増となっております。臨時職員の報酬及び介護予防サービス計画策定業務の委託料などに係る費用を計上しております。

最後に、第3款 予備費では、第1項 予備費で、新年度は、前年度と同額の10万円を計上しております。

以上で、議案第10号 令和5年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。以上です。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計予算について、質疑を受けします。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の52ページの第6項ですけど、特定入所者介護サービスが前年度に比べて金額的に減っているんですけど、入所の方というのは私は増えていくのかなというふうに思っていたんですけど、これは減っているのはどういう要因なんでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この特定入所者介護サービス等費と申しますのは、今委員がおっしゃいましたように施設の入所者でありますとか、在宅サービスですけれどもショートサービスと合わせた居住費でありますとか、食費とかの負担分という形になります。この予算につきましては、実績からの推計ということで予算計上させていただいているんですけ

ども、こちらのほうの制度改正、令和3年度に行われていましたもので、そのことから今回は制度改正の影響ではなく実績が下がってきていると。その辺の原因を見ておったんですが、施設入所者のほうが増えていくと思っていたけど減っているところのご発言がございましたけれども、施設にご入所される方というのは基本的には要介護3以上の方になります。これらの方の推移としまして、3か年、介護保険の場合、その年度の中間の9月末を数字的には見ていきますので、2年9月に要介護3、4、5の方が492名。これが令和3年9月で469名、そしてこの令和4年9月で445名と、どんどん重度の方が減ってきております。当然この重度の方が減ることに伴いまして施設入所者も減ってきております。これ余談になりますけれども、これに併せて待機者等も減ってきている状況でございます。こういった中でこの特定入所者介護サービス等費が、実績として減ってきているもの、これが大きな要因であると考えています。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 減ってきているというのは、いいことだというふうに思うんですけど、何で減ってきているんですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 ひとつ、二つの理由で減っているわけではないと思うんです。様々なとりくみの結果として、この部分が出ているんだと思うんですけども、斑鳩町も含めて全国的に実施しております地域包括ケアシステムの構築というのは、基本的には在宅を、それぞれの方の住まいで最期まで生活をしていただくというものですので、そこに向けて様々な事業を進めております。当然、介護予防事業しかり、早期にサービスにつなげて、より重度化にならないためのとりくみ等を中心に、包括支援センターでは行っております。その結果、要支援から要介護への移行をしていく方もどんどん減ってきております。だから、認定者数がそもそも増えてないんです。要支援者は非常に増えてきているんですけども、要介護者が減ってきているという現状がございまして。あと、ほかの在宅医療と介護連携でありますとか、病院との事業者との連携でありますとか、様々な分野のとりくみによって重度の方が減少してきているのではないかというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 この間、町の総合事業でかなり力を入れてきたり予防にだいぶ力を入れてやってきていて、その効果が出てきているというというふうに理解していいんですか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 そう考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 それは非常にいいことでありますし、そのとりくみが成功すると介護保険だけでなく、ほかの国保なり医療の関係とかにも適用していけるのかなということで、予防事業であったり事前の検診であったりとかというのを強化していくことで、介護でいうと重度化を防ぐというのと、給付費の抑制にもなっていくというふうに思いますので、やはりそこは検証していく必要があるかなというふうに思うんです。この間、私は第6期のときの計画の中で、毎年黒字が1億円出ているというので、計画の立て方に問題があったんじゃないかという指摘をさせていただいたところ、課長のほうからは、いやいや、やった結果としての黒字になっているんやというお答えで、そこで斑鳩町としてとりくんでいる事業が効果を発揮して、給付費が下がっているんですよということであれば、それはそれできちっと確認をしたらいいと思うので、今、第7期の来年度が3年目になるかと思っておりますので、それが終わってからはならないと検証が難しいと思っておりますけど、斑鳩町のとりくみが全国と比べてどうなのかなという点を、ちょっと1回きちっと検証していきたいなと思っておりますので、またそれは決算のときになろうかと思っておりますので、それはお願いをしておきたいというのと、あと、来年度で第8期の計画を立てていくことになろうかと思うんですけど、基金の関係ですね、参考資料で見ると予算関係参考資料の22ページに、介護保険の給付の準備基金が載っていますけど、令和5年度末で2億円の残高見込みということで、前回6期のときは7期の計画組むときに3億円程度の基金があって、それを取り崩してという形でしていただいたと思うんですけど、8期に向けてでいうとこの2億円、令和5年度末の分を次の8期の計画に適用していくことになろうかなというふうに思うんですけど、そこもしっかり取り崩して保険料の値上げ抑制に充てていただけるというふうに理解をしておいてよろしいでしょうか。

○坂口委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和5年度において第8期の介護保険の事業計画を策定していく中で、今後の斑鳩町を含む近辺の施設の整備状況でありますとか、給付の状況、また後期高齢者の伸びていく状況等々、様々な要因から今後3年間を見込んでいくこととなります。当然この基金というのは、今、第7期までの保険料等に充当する分というがまず原則でありますので、今まで計画の際に取り崩しを決めておりました今後の予測不能な給付に備える分というのも、当然必要であると考えておりますけれども、基本的には取り崩すというところは考えております。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 それでは、議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第11号

令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、特別会計予算書の79ページをお開きをいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

令和5年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ562,200千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

本特別会計の予算総額であります。歳入歳出それぞれ5億6,220万円となっております。前年度と比較して950万円、1.7%の増となっております。被保険者数の増が本町特別会計予算の増加の主な要因となっております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容をご説明を申し上げます。予算書の85ページをお願いいたします。はじめに歳入予算であります。

第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料であります。新年度

は4億5,199万4千円を計上しております。前年度と比較して554万6千円、1.2%の増となっております。その内訳は、第1目 特別徴収保険料で2億6,234万4千円、第2目 普通徴収保険料で1億8,965万円となっております。後期高齢者医療保険料の総額は、広域連合の見積りによる額であり、おおむね2年ごとに財政の均等が保たれるよう設定されております。なお、被保険者数の増等に伴い、増額となっております。次に、第2款 使用料及び手数料であります。第1項 手数料 第1目 督促手数料で、保険料の督促事務に係る手数料として、新年度は、前年度と同額の2万8千円を計上しております。

次に、第3款 寄附金であります。第1項 寄附金 第1目 寄附金で、寄附金があった場合の受け入れとして、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、第4款 繰入金であります。第1項 他会計繰入金 第1目 一般会計繰入金で、新年度は1億910万7千円を計上しております。前年度と比較して553万4千円、5.3%の増となっております。一般会計からの繰入金として、保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が取り扱う事務費繰入金471万4千円、また、広域連合の運営に係る事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金などの、後期高齢者医療広域連合納付金繰入金1億439万3千円を計上しております。

次に、第5款 繰越金であります。第1項 繰越金、第1目 繰越金で、前年度と同額の千円を計上しております。

次に、第6款 諸収入であります。第1項 延滞金、加算金及び過料では、新年度は、前年度と同額の1万7千円を計上しております。その内訳は、第1目 延滞金で1万6千円、第2目 過料で1千円となっております。次に87ページ、第2項 償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、前年度と同額の105万円を計上しております。その内訳は、第1目 保険料還付金で100万円、第2目 還付加算金で5万円となっております。次に、第3項 雑入では、2千円を計上しております。その内訳は、第1目 滞納処分費、第2目 雑入でそれぞれ1千円となっております。前年度の自己負担の2割負担導入に伴います郵送経費の減により減額となっております。

続きまして、歳出予算であります、88ページをお願いします。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は213万円を計上しております。前年度と比較して197万円の減となっております。減の主な理由は、前年度に実施いたしました2割負担導入に伴う保険証送付料や、システム改修の委託料の減によるもの

であります。被保険者証の送付などの資格管理に係る事務費用であります。

次に、第2項 徴収費、第1目 徴収費では、新年度は231万7千円を計上しております。前年度と比較して33万9千円の増となっております。口座振替システムの改修の委託料の増によるものであります。後期高齢者医療保険料の徴収管理に係る電算費用や納付書の作成費、郵送料などであります。

次に、89ページの第2款 後期高齢者医療広域連合納付金であります。第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、新年度は5億5,640万3千円を計上しております。前年度と比較して1,113万1千円、2.0%の増となっております。一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,954万1千円、被保険者から納付される保険料相当額4億5,201万円、保険基盤安定負担金8,485万2千円を広域連合に納付するものとなっております。

次に、第3款 諸支出金であります。第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金で、前年度と同額の105万円を計上しております。

最後に、第4款 予備費であります。前年度と同額の30万円を計上しております。

以上で、議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計予算について、質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 予算書の85ページですけども、後期高齢者医療制度については、どんどん人数が増えていくことになろうかなというふうに思うんですけど、特別徴収が当然100%なので増えているんですけど、普通徴収のほうが人数は増えているんですけど、額がマイナスになっているというのはどういった背景というか、状況なんですか。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 普通徴収としてはこの保険料の納付のほうにつきましても、広域連合のほうで試算したものをベースに算定してまいりますので、普通徴収が、いわゆる後期高齢者になられる方が基本的に増えてくる、人数がどんどん増えてくるという、年度で増える人数が増えてきたという関係もあって、特別徴収が移っていかれるタイミングの方が多くなってきていると。初年度は特別徴収ではなくても、その次年度で特別徴収にだいたいなっていくしますので、そうすると普通徴収で増える数よりも特別徴収で増え

てくるほうが増してくるといいう状況の中で、普通徴収が若干減っているという形になろうかと思います。

○坂口委員長 暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○坂口委員長 再開します。

木澤委員。

○木澤委員 わかりました。了解しました。

あと、わかれば教えてほしいんですけど、広域連合の3年度の決算がどうなっていて、基金の状況とか、もし今わかるのであれば教えていただきたいと思うんですけど。

○坂口委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 令和3年度の広域連合の決算ですが、広域連合の一般会計の決算、一般会計と特別会計と両方ありますので一般会計から申しあげますと、歳入が8億3,090万5千円で、歳出が7億8,632万1千円の、差引き4,458万4千円という計算になります。特別会計のほうで申しあげますと、令和3年度の決算額は歳入が2,027億6,831万4千円で、歳出が1,961億7,302万8千円で、差引き65億9,528万5千円というところでございます。基金残高としては、3年度末決算で37億7,110万7千円というふうに聞いております。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結します。

以上で、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○坂口委員長 再開します。

それでは、都市建設部に係る予算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算につきまして、ご説明申しあげます。座らせていただきます。

はじめに、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。予算書の45ペ

ージ、コミュニティバス実証運行業務委託料で2,107万2千円を計上し、前年度と比較し4万3千円、0.2%の増となっております。また、47ページをお願いいたします。第18節 負担金補助及び交付金において、コミュニティバス王寺駅乗入れ負担金として239万8千円を計上し、前年度と比較し33万4千円、16.2%の増でございます。住環境に適したコミュニティバスの実証運行を行ってまいります。

続いて、企画費です。はじめに、文化・芸術に親しめる環境づくりとしまして、51ページをお願いいたします。文化振興センターの維持管理として、第12節 委託料 文化振興センター施設管理運營業務委託料1億75万円を計上し、前年度と比較して76万6千円、0.8%の減でございます。指定管理者制度により適切に運営管理等を行ってまいります。次に、52ページをお願いいたします。文化振興センターの充実では、いかるがホールの設備更新を計画的に進めており、新年度は、第14節 工事請負費で、いかるがホール照明機材更新として1,800万円を計上いたしております。また、環境保全対策の推進として、いかるがホール照明設備LED化工事2,840万円を計上いたしております。次に、負担金補助及び交付金で、文化振興財団への支援として、文化振興財団補助金1,800万円を計上し、前年度と比較して188万円、11.7%の増となっております。ポストコロナを見据えた自主事業のイベント増を計画いたしております。恐れ入りますが、予算書の51ページに戻っていただきまして、第12節 委託料で、和のあかりと未来へのひかり法隆寺西院伽藍ライトアップ業務委託料として245万5千円を計上しております。観光まちづくりの推進において、発信力の充実による誘客として、2021年に迎えた聖徳太子1400年御遠忌から継続実施いたしております。新年度は、法隆寺地区の仏教建造物が世界遺産登録30周年を迎えるにあたり、法隆寺内のライトアップや門前への灯籠設置など事業の拡充を計画しております。

次に、予算書の53ページをお願いいたします。第8目 交通安全対策費でございます。交通安全施設の整備として、第14節 工事請負費で前年度と同額の530万円を計上いたしております。各種交通安全施設の新設や補修を適切に行ってまいります。

以上、第2款 総務費のうち、都市建設部の所管に係るものについての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 47ページの真ん中、コミュニティバスの王寺乗入れの件ですけれども、これは王寺乗入れの件数が年々増えているということで理解してよろしいでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 コミュニティバスの王寺乗入れにつきましては、令和2年度から開始しておりますが、周知が進んできたこと、またコロナ禍による外出を控えることが徐々に緩和されてきていることが影響しております、年々増加してきていると認識しております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 文化振興財団の関係のことですけれども、ずっと指定管理できて、事業内容的に文化的なもの等も含んでいますので、別に全部駄目だと言っているわけではないんですけど、やはりずっとこういう形でできていて、この間、内容についても見直し等が必要じゃないかということで、それについては検討していただいているというふうに思うんですけど、それがだいたい形になって見えるのは、いつぐらいになるんでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 財団の活動見直しにつきましては、町からも今年度、定期的に働きかけを行っておりまして、その結果、新年度事業が実施事業が増えてきているというふうに考えております。また、今年度につきましても10月10日にeスポーツイベントの誘致をされたりですとか、またコロナ対策の補助金を活用しまして、大ホールや小ホールに無線LAN設備を整備したことによりまして、遠隔地とホールをリアルタイムで結ぶ、パブリックビューイング等に活用されるなど、新たなとりくみというものが少しずつではありますが見えてきているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、質問して初めてそういうふうにWi-Fiをつけていただくとりくみとかいうのがわかりまして、町のほうとしても働きかけもしていただいて、そういうふうにさらなる工夫もしていただいているという、進行形で、ということで理解をしておきたいと思います。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 予算の概要の65ページの和のあかりと未来へのひかり事業の実施ということで、法隆寺の世界遺産登録30周年を迎えるにあたって、法隆寺の西院伽藍のライトアップなど、事業の充実を図るところですけれども、大変予算があがっておりますけれども、これはライトアップ事業ですけれども、どういう規模のライトアップをなさるということなんでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 ライトアップ費用が増額となっております、これにつきましては昨年度、中門のライトアップをさせていただきました。ただ、南大門から中側にはほとんど入れない状態でありまして、新年度につきましては、中にも入っていただけるような形で灯籠を並べて、またライトアップを見ていただけるようなことを計画しております。今、法隆寺様と、どこまでできるかというところにつきましては交渉中ではあります。中に入っていただきますので西院伽藍の外側だけにするのか、中の五重塔と金堂のほうまで行けるのかというところを併せまして少し充実させていきたいなというふうに考えておりまして、その分の予算計上で増えているところでございます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

伴議長。

○伴議長 45ページのコミュニティバスの実証運行ですけど、現時点で教えてほしいですけど、名称が実証運行ってなるとるということは、今、ためしの状態なんかいなというように毎回思いながらしているけど、これ何年、実証運行というのはなっている契約というか計画されているのか、そこからちょっと教えてください。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 コミュニティバスの実証運行につきましては、現契約につきましては3年間ということで、昨年度から来年度の令和5年度までとなっております。この中で一定検証した上で、またこの次期のコミュニティバスの運行計画を立てていくということにはなっているんですが、実証運行というのがいつまで続くかということにつきましては随時見直しを図って、よりよいものにしていきたいというふうに考えておりますので、これにつきましては、まだ当面続けていきたいなというふうに考えているところでございます。また、全国の事例を見ておりまして、実証運行のまま、かなり長期にわたって続けておられる団体もあるということは確認しております。以上です。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 なるほど。名称が実証って入っているだけで、基本的には本番運行と言ったらどうだかわかりませんが、そういう形で常に随時見直していく。それであれば、契約というのが3年っていうことを聞きましたけど、私はこれ、ひとつは思いですもんけど、次のページの王寺乗入れ、質問にもあった。通すときにはね、会議ありましたな、運営会議と言いますか、そういうタクシー屋さんとか電車やさんやとかバス屋さんとの、そういう形で町が運営するというところで、何回も話し合いをしてもらって、王寺を入れるということで相当努力していただきました。私もその会議に入らせていただいたこともあ

りますし、内容、雰囲気はわかってますねんけど、この負担金というのをええタイミングで、正直言うてこういう形にせずに、今やったら正直言うて、その分だけ町が走らすんやから、うちも払うと。最初はそらしゃあないですわ。まずは王寺乗入れするという事でやっていただいたのはよくわかりますねん。だけど、だんだんなっていくことによって、正直言うて、また僕が言う本格事業になっていけば、こういう方式じゃなくて一括で、最初の金額が上がると、契約金額は業務委託料は変わってくるかわかりませんが、だいたいの数値をつかんで、何人乗ってくれたからまたここで、負担金というような関係にせんとやっていただければなという、私もこれを見ながらね。今は仕方ないです、まずは通さなあかんということで。せやけどいいタイミングのところで、そういうことを考えていっていただく可能性というのは、今後、契約の中でできそうなのか。今やったら代わりに町がやったものはペナルティというか、代替という形になってくる。向こうもあのバスは走らせてはるわけですからね。それによって住民がどちらを選んでいるかという形だけですよってに。ちょっとそのあたり、お願いできませんやろか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 王寺駅のバス乗り入れの負担金につきましては、現在、笠町から王寺駅までの区間の運賃につきまして、乗っていただいた方のお支払いしているという状況でございまして、そのまま100%町が払うということにつきましては、町としても疑問に思っているところでございまして、金額をできるだけ下げさせていただくように交渉しているところでございます。令和4年度からにつきましては、今まで大人でしたら190円、子どもでしたら100円という金額をそのままお支払いしていたんですけども、交渉によりまして今年度からはICカード分のプレミア分としまして5%弱の値引きを令和4年度から交渉しております。これで終わりというわけではなくて、徐々にこのような形で少し値引き交渉につきましては継続していきたいと考えております。この意味合いとしましては、あくまで王寺の路線バスと重複する区間につきまして、王寺駅としてもその分乗客が減るので、その分いくらか負担してほしいという意味合いでございますので、これをなくすというのは、交渉の中では少し難しいのかなという印象を持っているところでございまして、これにつきましては交渉を粘り強く、100%負担するというのは少しおかしいというのは町も感じておりますので、それについては下げていきたい。また、その交渉の中で今、物価高の影響でガソリン代等上がってきている状況があります。この交渉の中で、来年度につきましてもその値上げ分については、できたら据置きでお願いしたいと。その代わり、こちらの負担金については令和4年度と

同レベルでこちらについては維持していくですとか、総合的な形で価格交渉しているというところですので、ご理解いただきたいなと思っております。以上です。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 やってくれているのはようわかりますねん。ただ、正直、私はコミュニティバスって基本的には、奈良交通のほうに業務委託してはると僕は認識しているんです。それが違うかったら言ってることが全然、話が変わってきますので。奈良交通さんに業務委託して、ほかの会社と違いますな。ちょっとそれだけをもういっぺんお願いします。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 奈良交通に委託しております。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 それやったら、基本的に僕ら商売している者からしたら、相手さんは一緒にねん。重複しているか知らんけど、基本的に二つの、言うたら自分のところとまたそれに対してという形になっていますよってに。奈良交通からしたら決して悪い話でない。それでなおかつ同じ金額で、その分だけちらにせいじゃのうて、もう1本で何人乗らるうが、運行委託に含めてしまうと云いますか、ぎょうさん利用しはったかて、少なくとも同じような形になったほうが円滑にいくんちゃうかと、私からしたらね、人数分だけペナルティかけて払うというのは、関係性としてほんまにそれでええんやろうかなと。最初するのは重複しているということで結構でんねんで。ただいづれ難しいかもわかりませんが、言っていることは。せやけど相手さんが路線バスもコミバスが奈良交通さんであれば、またその辺でじっくりと交渉していただければとは思いますが。思いといたら、また別枠で別立てになっているというのは、王寺に乗入れるための、それに対してという感じがしますので、またその辺ご検討、私の個人的な思いですけど、よろしく願いいたします。以上でございます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第5款 農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

100ページをお願いいたします。第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございます。新年度は846万8千円、前年度と比較して35万円、4.0%の減となっております。農業委員14名と農地利用最適化推進委員4名の報酬及び遊休農地の解消活動

など、最適化の推進活動に対する経費でございます。新年度には、7月から新たな農業委員、農地利用最適化推進委員により活動が始まります。

次に、101ページをお願いします。第2目 農業総務費です。新年度は3,289万2千円、前年度と比較して89万4千円、2.8%の増となっております。主に職員の人件費でございます。続きまして、101ページから102ページにかけて第3目 農業振興費でございます。新年度は170万8千円、前年度と比較して10万4千円、5.7%の減でございます。各種の農業関係団体への助成及び負担金でございます。

次に、第4目 土地改良事業費でございます。新年度は8,406万3千円、前年度と比較して3,016万2千円、56.0%の増となっており、新年度は、土地改良施設維持管理適正化事業として、阿波水利組合所有の三代川に設置されている井堰の改修や、竜田川に設置されている三室井堰の機能診断等の事業を実施するほか、農業ため池の耐震性調査として松谷池・守谷上池を予定いたしております。また、令和4年度に引き続き県営事業で実施される桜池の耐震工事に対する負担金を計上いたしております。

続きまして、103ページをお願いいたします。第5目 生産調整推進対策費でございます。新年度は207万3千円、前年度と比較して138万2千円、40%の減となっております。食糧自給率の向上のため、麦、大豆、飼料米、米粉等の作物を生産し出荷を行った農業者に対し、転作推進助成金の交付を行ってまいります。

続きまして、104ページをお願いいたします。第6目 有害鳥獣駆除対策事業費でございます。新年度は85万5千円、前年度と比較して9万円、9.5%の減となっております。農作物にかかるイノシシ等被害防止対策事業として実施される電気柵等の設置に対して補助を行うとともに、斑鳩町猟友会と連携し、イノシシ、カラス、ドバトなどの有害鳥獣の駆除に努めてまいります。

次に 第7目 地域農政推進対策事業費でございます。新年度は1,527万円、前年度と比較して565万1千円、27.0%の減となっております。新規就農者確保事業補助金につきまして、新規就農者1名及び1団体に対して新規就農者育成総合対策事業として、補助金の交付を予定いたしております。

次に、第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。新年度は71万1千円、前年度と比較して18万8千円35.9%の増となっております。農業委員会において遊休農地の実態調査を実施し、遊休農地所有者への意向調査を行いながら、解消に向けたとりくみを行うとともに、農と食のプロジェクトにより遊休農地等を活用し、菜種油や黒米を栽培し、特産品へとつながるとりくみを行ってまいります。

次に、第9目 環境保全活動等支援事業費です。新年度は964万3千円、前年度と比較して186万7千円、24.0%の増となっております。国の直接支払交付金事業として、地域ぐるみで農地や農業用施設などを守る共同活動に対して支援を実施しており、稲葉車瀬地区など6地区に対して支援してまいります。また、環境保全型農業を実施いただいている稲葉車瀬地区の梨部会に対しても引き続き支援してまいります。

続きまして、105ページをお願いいたします。第2項 林業費、第1目 林業振興費でございます。新年度は624万円、前年度と比較して40万7千円、6.1%の減でございます。森林整備を実施する委託料などに317万7千円を計上いたしております。また、市町村が行う森林整備にかかる費用の財源として、森林環境保全基金積立金として305万1千円を計上いたしております。次に、第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。新年度は79万3千円、前年度と比較して24万1千円、43.7%の増となっております。昨年より活動している2つのボランティア団体により草刈りや不用木除去等に対する活動を支援し、里山林の景観と機能回復を図ってまいります。

以上、第5款 農林水産業費についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 102ページ、委託料のところ、ため池耐震性調査委託料、二つのため池って言ってましたけども、どこのため池でしょうか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 来年度におきましては、松谷池と守谷上池の耐震調査を実施する予定でございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ほかのところは、もう終わったんでしょうか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 防災重点ため池につきましては斑鳩町で19か所ございまして、順次耐震調査を実施しているところでございます。現在、耐震調査が終わっているところにつきましては、いかるが溜池、天満池、桜池、毛無池、慶花池、守谷下池、三本松池の7か所のため池の耐震調査が終わっております。

○坂口委員長 齋藤委員。

- 齋藤委員 7か所終わっているということは、あとは12か所残っていると、それは順次やっていくんでしょうけども、めどとしてはいつくらいまでで終わるんでしょうか。
- 坂口委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 こちらのほうは100%国の補助金でございまして、1か所1千万円から2千万円かかるような調査になりますので、だいたい今までの平均でいきますと年間2か所程度の調査で進んでいきたいと考えているところでございます。
- 坂口委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 調査が終わった結果、危険であったとなった場合は、また工事を進めていくわけでしょうけども、ひとつはその費用は国から、町からなのか。併せて今まで調査が終わったところについては、もう補修とか終わったんでしょうか。
- 坂口委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 現在、7か所の耐震診断が終わっております中、耐震性が確保されていなかったのが現在、桜池と慶花池、三本松池の3か所でございます。こちらにつきましては国の補助を活用しまして、順次、改修工事を行っていく計画でございまして、まずは一番大規模な桜池の工事を県営事業で工事の実施をしているところでございます。ほかの2か所の耐震性のないため池につきましては、地元水利組合と協議しながら危険でない水位、減水して管理していただけるよう指導しているところでございます。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 予算書の105ページのナラ枯れ被害で1千円計上していただいているんですけど、去年はナラ枯れないよということで項目自体なかったというふうに思うんですけど、これ新たに計上されているというのはどういうことでしょうか。
- 坂口委員長 手塚建設農林課長。
- 手塚建設農林課長 令和4年度につきましては、今年度の予算につきましては、基金を使つての里山林事業とかナラ枯れ事業ということで、ここ数年は要望がございましたことから、ナラ枯れについては予算計上しておりませんでした。しかし、今年度は数件のお問い合わせがございましたことから、基金の中で活用して支出しているところでございますが、来年度におきましてもそういった要望があったときに対応できるよう、予算措置だけさせていただいているところでございます。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 わかりました。あと、特に項目としてはあがってないんですけど、年末から燃料費と物価がものすごく高騰して、農家の方は困っていらっしゃるんじゃないかなと

いうふうに思うんですけど、町に対して対策を求められていたりとかというような声というのは聞いてないですかね。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 特に燃料費の高騰ということでご相談を受けたことはございません。また大規模に農業をやっている方でしたら軽油の免税という制度がございますので、こちらのほうは燃料費が高騰とは関係なくずっと申請のほうをいただいて、そういった減税をしている方もたくさんおられますので、それ以外で高騰して困っているという声は今のところ聞いておりません。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 もし、また今後ですね、大きいところではなくて小さいところも大変やと思いますので、町のほうにそうした声があったら、ここにはあがってないですけど、また補正予算等組んでいただいて。農業というのは基幹産業でもありますので、しっかり守っていく必要があるというふうに思いますので、また必要に応じて対応していただけますようお願いしておきます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

奥村委員。

○奥村委員 予算書の104ページの9目のところ、先ほど、梨農家、農業に対する支援とかおっしゃっていたんですけど、この梨農家さんですけれども、例えば高齢になられて事業をこのまま続けていけないけれども廃業するという、斑鳩町のブランドである梨が先細りしていくよりも、そこに参入していきたいと言ったら大げさですけど、事業を継承していきたいという人が現れるというか、それをつないでいくという、そういうような方策というか、そういうのはお考えにはなっていないでしょうか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 梨部会におかれましては、稲葉の数件の方がその組合をつくって梨を栽培されているところでございます。こちらの補助金につきましては減農薬、減肥料によって補助金のほうは支出しているんですけども、数年前に比べますと、若干、活動面積というのは減っておりますので、数件の方は廃業と言いますか、梨をやめている方はおられるのは確かですけども、まず1点、外部からその梨を継続してしたいというような声は聞いておりません。また、梨部会の中でもそういったところで外部からそれを引き継いでやってもらいたいというような声も聞いていないのが実情でございます。そして新規で農業という意味でございましたら、今ほかにも予算要求しているんですけ

ども、イチゴとか、そういった作物で新規で農業をやっていききたいという方は数人おられますので、そういったところへの援助は行政としてもしているところでございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 先ほども申しましたけど、斑鳩のひとつのブランドだと思うんですけど、これを先細りさせていくことなくコーディネートしていくって、それはしてはいかれないでしょうか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 行政としても、そういったいろんな補助とかそういったところの援助はできるというか、模索はしているんですけども、やはり地域で梨のブランドを守っていただくというのは、その地域で考えていただくことかなと思っている中で、いろんなご相談、今までも廃棄の梨を6次産業化するとか、そういったようなご相談を受けたことはございまして、そういったときにはその相談に乗れるように前向きにいろんな県、国とのパイプになりながら、いろいろ検討はしたことはあるんですけども、なかなか梨に対して行政が積極的に後継者と言いますか、そういったところを手厚く守っていくというのは、ちょっと今のところ考えてないと言いますか、ご相談によって対応は考えていきたいと考えているところでございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 お考えにはなっていないということですけども、斑鳩町にどういようにお金が入ってくるかということ考えたときに、税収が減っていくということも考えたときに、そこら辺のところも考えていただけたらありがたいなというふうに思います。よろしく願います。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 今、奥村委員の話にもありますけども、イチゴは平群町と、それから新聞見ると大和郡山市でイチゴが1番とか2番とか3番とかって言ってますけれども、斑鳩町でもイチゴをやっている農家さんはいらっしゃいますけども、せっかくこの近辺でイチゴが、奈良県の西のほうで大和郡山市とか平群町とかでやっていますので、斑鳩町もイチゴをやっている農家がおりますけども、せっかくブランドというか、広めていって、それに乗かって農業を振興させていくというようなこと、梨もそうですけども、イチゴも。そのような形でもっと町が主導的にやっていくという考えはどうでしょうか。

○坂口委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 今、ご意見いただきまして、町としても積極的に農業振興もしくはサポートに対しては、県の農業の面でのアドバイザーも呼んだり、また講習を開いてサポートしていただいたりというようなことは積極的にしていきたいと考えております。ただし、やはり続けていかれる方、農業者の方、また組合の意向もありますことから、その話も十分に協議した中で特産品、梨だけではなくて、いろんなこれから芽生えていく特産品もございますので、そういった観点からも考えていきたいと。またサポートは当然続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひ農家を振興するため、また農地を守っていくため、そういうふうな振興を、イチゴなり梨なり名産品を斑鳩町でも作って行って多くの農家が繁栄するように。また昨日の話もありますけども、それがふるさと納税につながっていったり、いろんな面につながっていけるように、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第5款 農林水産業費に対する質疑を終結します。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管いたします予算につきまして、ご説明申しあげます。座らせていただきます。

予算書の105ページをお願いいたします。第1項 商工費、第1目 商工総務費では、所管する事務職員分の人件費を計上いたしております。

次に、106ページ 第2目 商工業振興費でございます。新年度は2,024万円を計上いたしております。前年度と比較して8万8千円、0.4%の減となっております。引き続き、斑鳩町商工会を支援するとともに、町内での創業や新規事業所の開設に対し相談支援を継続し補助制度を充実してまいります。

次に、第3目 観光費でございます。新年度は3,496万1千円を計上いたしております。前年度と比較して276万3千円、7.3%の減でございます。引き続き、斑鳩町観光協会に対する支援を行うとともに、広域観光の推進として、WEST NARA広域観光推進協議会と連携し、観光ブランド力の強化に努めてまいります。

次に、第4目 歴史街道ネットワーク事業費でございます。新年度は343万3千円、前年度と比較して27万3千円、8.6%の増でございます。観光案内サイン配置計画

に基づき、上宮遺跡公園周辺に観光案内サインの整備を進めてまいります。また、商工会青年部主催のいかるがマルシェの開催を支援してまいります。

次に、第5目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費でございます。新年度は、2,159万8千円を計上いたしております。前年度と比較して98万7千円、4.8%の増となっております。法隆寺iセンター及び三井の観光自動車駐車場について、指定管理者制度により、引き続き、適切に管理運営を行ってまいります。

以上、第6款 商工費のうち、都市建設部の所管に係るものについての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 106ページの18、負担金補助及び交付金の創業支援補助金ありますけども、先般の建設水道常任委員会でもありましたですけども、法隆寺からJR法隆寺駅までの沿道に新しく補助金が出るようになりましたよね。これは奈良県と結んでいますまちづくり協定との関連性というのはあるもののでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 こちら創業支援補助金につきまして、5年度充実させていただいた内容でございますが、こちらにつきましてはご指摘のとおり、奈良県と締結しました、まちづくりに関する基本協定につきまして、JR法隆寺駅から法隆寺に至るまでの回遊性向上を推進して、観光や交流を主体とするにぎわいのあるまちづくりというものが掲げておりまして、その実現を進めるものでございます。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 商工費のことで、商工会に対して監査委員さんから指摘がされているんですけども、財政援助団体監査結果報告書の6ページ、ちょっと読みますと、「令和4年11月16日の商工会の監査当日において、取扱店舗の申請書と添付されたクーポン券等の確認を求めたところ、添付されたクーポン券等の現物がなくコピーもなかった。クーポン券等の現物をどうしたのかと聞いたところ、前日の令和4年11月15日に廃棄処分しましたという回答を受け、その後、その廃棄の書類を確認した。従って、上記のクーポン券等の発行事業の取扱店舗の申請書とクーポン券等の現物等を照合する監査はできなかった。」と書いてあるんです。これを読んで監査の前日に現物のクーポン券を廃棄したと書いてあるんですけど、これはいったいどういうことなんでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

- 福居都市創生課長 この前日の廃棄につきましては、商工会で年3回程度、こういった資源物の排出をすることがありまして、それがたまたま前日であったと。その前日には高田方面に出張する機会がありまして、その機会に合わせて排出場所が近辺にあるということで、そのときに行ったということで前日になったということを確認しております。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 そもそも監査でクーポン券、半券の確認が必要だというそもそもの認識がなくて、うっかり捨てちゃったということでしょうかね。取り方によっては故意に廃棄したというふうにとれかねないんですけど、そこはどうなんでしょうか。
- 坂口委員長 福居都市創生課長。
- 福居都市創生課長 前日というのが、たまたまにしてはタイミングが悪すぎるということでございますが、これについては悪意ではなくて単なる認識不足。現物までが必要と思わなかったところであるというふうを確認しております。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 それはそう言わはったら確認のしようもないんですけど、これの前、いろいろな形でクーポン券を商工会さんで取扱いしていただいていますけど、以前の分の監査というのは、きちんと半券のついた現物を確認することはされているのでしょうか。
- 坂口委員長 福居都市創生課長。
- 福居都市創生課長 商工会の監査が前回4年前ということで、今回のクーポン券を配るですとか、地域振興券を配るといふものの監査につきましては、今回が初めてということでございます。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 監査としては今回が初めてかもしれませんが、いつも町に請求をされますよね。クーポン券の期間が終わった後に。そのときに町としては半券については確認はされてないのでしょうかね。
- 坂口委員長 福居都市創生課長。
- 福居都市創生課長 町が支出するときの精算書類につきまして商工会から出てくるんですが、そちらには振興券ですとかクーポン券ですとか、そういった現物については添付されておきませんので、そちらについては確認をしていないというところがございます。あくまで事業者から来た請求書ベースで精算についてはしているということになります。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 その確認の仕方でいいのかなというのがちょっと疑問なんですけど、厳しい

言い方しますと実際と違う申請をされてもわからないんですよ。そこはどう確認されているんですか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 こちらにつきましては委託業務で出しておりまして、お互いの信頼の下でやっている業務でございますので、その内容については今回確認にできていないということでございます。このようなことがありまして、町としましても非常に問題があると受け止めておりまして、これを受けて定められた保管期間の遵守ですとか、適正な事務処理が行われるよう速やかに指導したところでございます。今回、廃棄された物につきましては、前年度までクーポン券の第1弾、第2弾と、あと昨年度実施しました地域振興券のみでございますので、現在、先月末で事業を完了しました生活応援券につきましてはまだありますので、こちらにつきましては町から、全てというのは量がかなりおおございますので難しいかも分かりませんが、抽出等でピックアップして適正な事務がされているかどうかという確認はしていきたいなというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 やはり金券になるかというふうに思いますので、きちんと確認をしていくのと、商工会さんをお願いするにあたっては会員さんもそういう取扱いについては半券をきちんと確認できるような形で保管していただく等の認識を持っていただく必要もあるかというふうに思いますので、町のほうで商工会さんのほうに指導していただいているということで、今後はこういうケースはないのかなというふうに思いますけど。今回この監査委員さんの指摘で明らかになって、やはりこれは問題やというふうに思いますので、そのことは指摘をさせていただいておきたいのと、後のほうに会計処理のあり方についても、7ページに別に読みませんが、ちょっと問題があるのではないかとということで指摘をされているんですけど、商工会の会計処理のあり方って、以前から繰り返し監査のときに指摘されてきたと思うんです。これは何で改善をされないのかなというのが疑問なんですけど、そこは商工会さんとはどんなふうに話をしてはるんでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 監査のつど、指導があったことにつきましては、そのつど町からも改めて商工会のほうには指導しているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 同じ項目で同じことが繰り返してわけではなしに、また別のことで指摘があがっているというんですかね。町が指導していただいている、指摘している部分に

については改善されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 指摘されているところにつきましては改善してきているというふうに思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 町としても補助金を出している以上、こういうふうに監査委員さんに指摘されるような会計処理等がきちっと改善されていく必要もあるでしょうし、こういうことを何度も繰り返し指摘されるというのはいかがなものかなというふうに思いましたので、いろいろ厳しいことを言いましたけど、今回、監査委員さんの指摘を受けて予算審査の中で私のほうからも指摘をさせていただきたいというふうに思います。

○坂口委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

ここで13時まで休憩いたします。

(午前11時21分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第7款 土木費につきまして、ご説明申しあげます。座らせていただきます。

予算書の108ページをお願いいたします。第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございます。新年度は5,601万5千円、前年度と比較して462万9千円、9.0%の増でございます。職員の人件費等でございます。また、国土調査法に基づく地籍調査の実施に伴い、地籍調査業務委託料として332万4千円を計上いたしております。

続きまして、109ページをお願いいたします。第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費です。新年度は6,954万6千円、前年度と比較して85万6千円、1.2%の減でございます。委託料では、道路の補修計画となる個別施設計画の策定に向けた路面性状調査500万円を計上いたしております。そのほか、道路肩の草刈りに要する経費や、道路機能を維持するための経費を計上し、道路環境の整備に努めてまいります。

次に、110ページをお願いいたします。第2目 道路新設改良費でございます。新年度は6,635万2千円、前年度と比較して1,971万9千円、42.3%の増と

なっております。道路の新設改良事業におきましては、継続的にとりくんでおります岡本循環道路の工事請負費及び、町道301号線の用地取得に係る公有財産購入費等を計上し、生活道路の整備を進めてまいります。

第3目 橋りょう維持費でございます。新年度は1,130万円、前年度と比較して20万円、1.7%の減でございます。橋りょう定期点検事業につきましては、国庫補助金を活用し16橋の定期点検を進めてまいります。また、新年度で、全橋りょうの定期点検が2巡目を完了し、令和6年度以降に新たな定期点検を実施することから修繕計画見直しの策定にとりくんでまいります。

次に、111ページをお願いいたします。第3項 河川費、第1目 河川総務費でございます。新年度は427万8千円、前年度と比較して32万9千円、7.1%の減となっております。自治会等、地域で行う水路の清掃や水路改修について補助金等を計上しており、身近な水路等の維持管理に努めてまいります。

次に、第2目 治水対策費でございます。新年度は6,200万円、前年度と比較して559万3千円、8.3%の減となっております。大和川流域の内水被害による家屋浸水被害解消に向け、奈良県平成緊急内水対策として法隆寺北1丁目に貯留施設の整備費用を計上いたしております。

続きまして、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費でございます。予算書111ページから113ページでございます。新年度は7,615万8千円を計上いたしております。前年度と比較して2,069万9千円、21.4%の減となっております。いかるがパークウェイ事業につきましては、法隆寺線の交差点から県道大和高田斑鳩線までの区間を工事着手され、本年度は、服部川の橋りょう及び、180m区間の道路擁壁等の工事が進められております。また、埋蔵文化財発掘調査についても、イツボ川から県道大和高田斑鳩線までの区間で、公有地以外の箇所を順次進められているところがございます。さらに、用地買収につきましては、県及び町の公共用地の買収も完了し、本線部分の用地買収は全て完了したところがございます。新年度も、引き続き整備の延伸を図っていただけるよう、国、県に対し要望活動を鋭意実施し、早期、完成に向けてとりくんでまいりたいと考えております。次に、災害に強い安全、安心のまちづくりを進めるため、住宅等の耐震対策について、引き続き、既存木造住宅に対する耐震診断、耐震改修、耐震シェルター設置に要する費用について助成してまいります。また、ブロック塀等の解体撤去に要する費用に対し、引き続き、助成をしてまいります。

次に、県との連携によるまちづくりの推進といたしまして、昨年度に計画しておりま

した法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区におけるまちづくり基本構想を基にした、具体化したまちづくりの基本計画の策定について進めておりましたが、県との協議に時間を要し、繰越明許の事業として継続したとりくみを行ってまいります。次に、法隆寺駅自由通路では、快適で安全に通行いただけるよう諸事務を実施しておりますが、新年度は、環境保全対策の推進として照明設備のLED化工事を計上いたしております。

次に、113ページをお願いいたします。第2目 下水道費でございます。新年度は5億2,100万円を計上しております。前年度と比較して1,900万円、3.5%の減となっております。下水道事業会計への補助金でございます。詳細につきましては、下水道事業会計においてご説明申し上げます。

114ページをお願いいたします。第3目 都市下水路費でございます。新年度は236万9千円、前年度と比較して32万7千円、16.0%の増でございます。都市下水路の維持管理に伴う浚渫等の費用を計上いたしております。

次に、第4目 公園費でございます。新年度は1,378万2千円を計上いたしております。昨年度と比較して7万2千円、0.5%の増でございます。主な支出といたしましては、公園施設の維持管理に必要な草刈業務や清掃業務、遊具の点検等にかかる委託料、公園遊具の維持補修等に要する経費を計上し、快適で安心してご利用いただけるよう適正な維持管理に努めてまいります。

次に、第5目 都市計画審議会費でございます。新年度は、前年度と同額の12万円を計上し、2回の審議会の開催を見込んでおります。

次に、第6目 開発指導調整費でございます。新年度は16万6千円を計上いたしております。前年度と比較して2千円、1.2%の減となっております。関係諸法令等に基づく開発指導調整事務及び屋外広告物掲出の許可事務や、違反広告物簡易除却などに要する経費を計上いたしております。

次に、第7目 景観保全対策事業費でございます。新年度は1,223万5千円を計上しております。前年度と比較して102万8千円、9.2%の増でございます。景観計画の運用に係る景観審議会委員の報酬や、コスモス栽培、レンゲ栽培にかかる景観形成作物栽培の推進にかかる経費、緑化の推進として小学校へ入学記念や町のイベントなどにおける苗木の配布等にかかる経費、また、法隆寺周辺における歴史的建造物等の修景整備事業の助成にかかる経費等を計上いたしております。また、委託料で歴史自然環境活用拠点整備計画作成等業務を計上いたしております。歴史環境や自然環境を活用したビュースポットの整備として、本年度に選定、調査を行い、その成果から新年度には

整備に向けた具体的な計画を策定してまいります。

次に、116ページをお願いいたします。第5項 住宅費、第1目 住宅管理費でございます。新年度は6,584万6千円、前年度と比較して4,676万8千円の増となっております。斑鳩町町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅長田団地A棟の改修工事費用5,900万円を計上いたしております。その他、各町営住宅の維持管理に要する経費を計上いたしております。

以上、第7款 土木費についての説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 110ページの一番下の橋梁点検の関係ですけれども、新しく令和6年度から見直しますっていう話ですけれども、これは何年計画で見直す予定でしょうか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 橋梁の定期点検でございますが、5年スパンで、斑鳩町内の橋梁68橋を点検しております。令和5年で2巡目の最終年度になりまして、令和6年から3巡目に入ります。その委託料でございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうしましたら、令和5年度、来年度でほぼ2巡目が終わるっていうことですけれども、今のところ特に大きな補修をするとか、そういうのはありませんでしょうか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 この5年の2巡目の点検でございますが、早急に補修すべき点検箇所はございませんでした。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次に、115ページの一番上、コスモスの種子袋詰作業謝金1万5千円となっているんですけども、予算委員会で、こんなこと言っているのかわかりませんが、余りにも少ない、多分、障害者に頼んでるんじゃないかなっていうような気がするんですけども、最賃というのがありますので、その辺のところ、考えておられるのかどうか。どのような根拠で1万5千円なのか。そのようなところを教えてくださいませんか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 コスモスの種子袋詰作業謝金につきましては、景観作物として栽培

されたコスモスの種子を封筒のような袋に封入した上で、公共施設で配布しているものです。この封入作業をあゆみの家に依頼しておりまして、この謝金として1万5千円計上しております。依頼する袋の数としましては5千枚で、袋詰め1枚当たりの単価で言いますと3円となっております。こちらは内職等になりますので、最低賃金という区分ではなくて、恐らく最低工賃というような区分になるのかなと考えております。最低工賃の区分としまして、こういった作業の最低工賃というものにつきましては、奈良県内では定められていないところでございまして、この3円をほかの内職の単価と比較しましても、特に安い単価とは考えていないところでございます。以上です。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 どのぐらいの日数がかかるのかわかりませんが、障害者の施設にお願いしてるんでありましたら、障害者の生活のためにも考えていただければうれしいなというふうに思います。次に、115ページの委託料の歴史・自然環境活用拠点整備計画策定等とありますけども、今説明がありましたけども、具体的にどのような視点で新しい計画を立てられるのか、そういうところも教えてもらえればありがたいですけども。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 こちらの委託料につきましては、斑鳩三塔や田園風景を見渡せるビュースポットの整備を検討しておりまして、その計画を策定する業務委託料となっております。候補地につきましては、法輪寺の南東に位置する岡の原を考えております。山頂には陵墓参考地がございまして、こちらが宮内庁管理でありますことから、立ち入ることができないために、この周囲を散策できるルートを整備できないかということで、検討するというところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 法輪寺や法起寺のところでありますんで、ちょうど斑鳩町の三塔巡りのところの中に、ひとつのスポットが入るということで、また斑鳩町の観光の名所になると思いますんで、ぜひ、すばらしい案を作っていただきたいというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

○坂口委員長 よろしいですか。

溝部委員。

○溝部委員 108ページ、委託料のところ、地籍調査業務委託料というのがあるんですけども、補助率が95%やけど、人件費の補助がないから時間がかかるから、田畑からするというふうなことを、前に説明いただいてたような気がするんですけども、

今の進捗状況というのはどんな感じか教えてくださいませんか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 地籍調査につきましては、当初の区域として、稲葉車瀬地域、稲葉車瀬と服部地域の農地からスタートしてるところでございまして、今年度で3年目になりまして、今年度につきましては、本格的に測量等々の実施をしております、順調に作業が進んでいるところでございます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 ということは、住宅のほうにもいってというふうな感じなんですかね。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 服部川から稲葉車瀬の地域をこの10年で行うという区域を定めておりまして、その部分につきましては、農地部分でございまして。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 それ以外の計画は、まだ今後、立てていかはるって感じですか。

○坂口委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 この当初の計画は10年計画となりますんで、その10年後にまた新たな区域の選定を考えていきたいと考えております。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 はい、ありがとうございます。あと、115ページの18の負担金補助及び交付金の中で、まちなか観光景観形成事業補助金とあるんですけども、前、私もちょっと一般質問でさせてもらったんですけども、この補助金は法隆寺のあたりのあの地域の町並みをそろえるために、和風のものにしてもらうような補助金やと思うんですけども、あの辺も世代交代とかがあって、建て替えとかすると、ちょっと町並みと離れたような建物が建ったりするのかなっていうふうに思うんですけども、その補助金、補助の内容っていうのを、もうちょっとこれ、多分10年前からやってはって、申請がだんだん少なくなってきたっていうふうなことも言ってはったと思いますんで、見直しをしてほしいということを前に質問してたんですけども、この辺の内容というのは今後はどういうふうになっていくんでしょうか。

○坂口委員長 福居都市創生課長。

○福居都市創生課長 この、まちなか観光景観形成事業補助金につきましては、本町では歴史的風致維持向上計画に基づいたものとなっております、この計画がちょうど来年度で最終年度となりますことから、来年度に第2期計画の策定作業に入る予定となっております。

おります。検討の結果、この見直してというのが、必要であればやっていくこととなりますので、現段階でちょっとお答えするというのは難しいんですけども、次のその計画の目標を設定した上で、達成手段として効果的なものとなるよう、その制度のあり方も含めまして、今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第12号

令和5年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、着席して説明させていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。予算総則を朗読いたします。

令和5年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	1万1,521	戸
2. 年間給水量	3,050,000	m ³
3. 一日平均給水量	8,356	m ³
4. 主要な建設費	283,700	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

第1款	水道事業収益	795,402	千円
第1項	営業収益	712,170	千円
第2項	営業外収益	83,231	千円
第3項	特別利益	1	千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,066,437	千円
第1項	営業費用	754,789	千円
第2項	営業外費用	26,687	千円
第3項	特別損失	274,961	千円
第4項	予備費	10,000	千円

2ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額205,259千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,920千円及び過年度損益勘定留保資金185,339千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	174,691	千円
第1項	企業債	110,000	千円
第2項	工事負担金	64,691	千円

支 出

第1款	資本的支出	379,950	千円
第1項	建設改良費	284,066	千円
第2項	企業債償還金	95,884	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。起債の目的 配水設備改良事業、限度額110,000千円、起債の方法 普通貸借又は証券発行、利率3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資

金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりとする。

1. 営業費用と営業外費用、特別損失の各項の間

3ページでございます。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 51,697千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1. 取得する資産

配水設備・・・配水管整備等

浄水場施設・・・水道庁舎改修等

2. 処分する資産

取水設備・・・取水井戸解体

浄水場施設・・・三井浄水場解体等

令和5年2月28日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、各費目について、予算の説明書によりましてご説明を申し上げます。

22ページをお願いします。収益的収入及び支出でございます。まず、収入です。

第1款 水道事業収益です。第1項 営業収益、第1目 給水収益では、昨年度より1万2千立方メートル増の283万4千立方メートルの有収水量を見込み6億7,02

7万2千円、前年度と比較して132万6千円、0.2%の増となっております。

次に、23ページをお願いいたします。第2目 受託工事収益では1,383万円、前年度と比較して722万9千円の増となっております。増額の主な理由といたしまして、開発工事に係る受託工事の増によるものでございます。第3目 その他の営業収益では閉開栓手数料、給水負担金などの収益として2,806万8千円、前年度と比較して354万5千円、14.5%の増となっております。

次に、24ページをお願いいたします。支出でございます。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用です。第1目 原水及び浄水費では4億1,680万1千円、前年度と比較し253万1千円、0.6%の減となっております。

次に、25ページをお願いします。第2目の配水及び給水費では5,720万円、前年度と比較して130万8千円、2.2%の減となっております。減額の主な理由として、26ページの修繕費で、実績から漏水修理による給配水管修理工事の減を見込むものでございます。次に、26ページです。第3目の受託工事費では1,383万円、前年度と比較し722万8千円の増となっております。公共下水道整備に伴う工事及び消火栓設置工事の受託工事の増でございます。第4目 総係費では7,210万6千円、前年度と比較して817万7千円、12.8%の増となっております。増額の主な理由といたしましてインボイス制度に対応する料金システム改修に係る費用の増です。

次に、第2項 営業外費用では、第1目 支払利息、第2目 雑支出、第3目 消費税におきまして2,668万7千円を計上し、前年度と比較して130万2千円、4.7%の減でございます。減額の主な理由として、企業債利息の減によるものです。

次に、第3項 特別損失では、第1目 臨時損失として2億7,496万1千円を計上し、新年度から新たに予算計上を行っております。令和3年度から水道水源を全て県営水道に切り替えたことや、県域一体化を令和7年度に向けて進めていることなどから、停止した三井浄水場施設のうち今後、町の敷地として管理する箇所浄水施設の解体及び、水源として利用していた幸前、他3箇所の取水井戸の解体費用を計上しております。

次に、29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございます。第1款 資本的収入、第1項 企業債では、老朽管更新工事の財源といたしまして1億1千万円、前年度と比較して4千万円、57.1%の増でございます。

次に、第2項 工事負担金では6,469万1千円、前年度と比較し4,831万7千円、42.8%の減でございます。公共下水道整備に伴う水道移設補償の負担金の減によるものでございます。

次に、30ページをお願いします。支出です。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 配水設備改良費では2億3,470万円、前年度と比較し2,690万円、10.3%の減となっております。老朽管更新工事では計画的な実施に伴う増となるものの、公共下水道工事に伴う配水管移設工事の減により減額となっております。

次に、第2目 浄水場施設改良費では、水道庁舎の改修といたしまして4,500万円を新年度から計上いたしております。三井浄水場と同様に、県域一体化後も、町の施設として管理する庁舎の改修費用でございます。取水設備費については、廃目でございます。第3目 営業設備費では36万6千円、前年度と比較し4万円、12.3%の増でございます。量水器の購入費でございます。

次に、第2項 企業債償還金でございます。9,588万4千円、前年度と比較し438万4千円、4.8%の増となっております。

以上、議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、水道事業会計予算について質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 27ページの、先ほど、部長の説明の中でインボイスの対応のシステム改修というふうにおっしゃってたんですけど、これどういう影響があるのかちょっと教えてもらっていいですか。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 令和5年10月から始まるインボイス制度でございます。こちらのほうに帳票する、印字する分であるとか、そういったことのシステム改修、こちらのほうを整備させていただく費用でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 私、民間での影響しか考えていなかったんですけど、これは町としても取引相手に対してこれがないと消費税分が処理できないというようなことが発生してくるってということで、そのシステム改修をされるっていう、通常考えるとそうなるんですけど、そうなんですか。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 そのとおりでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

- 木澤委員 また、そうすると相手方って、どういう関係になるんですか。
- 坂口委員長 岡村上下水道課長。
- 岡村上下水道課長 住民の皆様でございましたり、業者であったりということです。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 わかりました。それと、28ページの三井浄水場の解体ということですけども、これはどういう形、全部解体してしまうのか、その辺のところはどういうふうになってるんでしょうか。
- 坂口委員長 岡村上下水道課長。
- 岡村上下水道課長 三井浄水場のほうの解体工事でございますが、こちらにつきましては、県域100%の水道になったときの浄水施設につきまして、現在、コンクリート構造物が三井庁舎内の敷地の部分でございます。こちらのほうのコンクリート部分に、上部に出てる分ですね、そちらの部分を撤去いたしまして、敷地を平たんにするといったことでございます。底地のほうまでは全部撤去はいたしません。以上でございます。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 私もその、県域一体化との関係で複雑な思いはあるんですけど、必要なものはやっていただくべきかなというふうには思うんですけど、これ、その後の活用とかってというのは、今の段階では考えておられるんでしょうかね。
- 坂口委員長 岡村上下水道課長。
- 岡村上下水道課長 現在、町で活用するというところで、県域一体化の企業団には引き継がないということで、町のほうで活用していくということになってはいますけども、現段階では今後、町内においてアイデアを募ったりとか、そういうことをしながら、今後の活用方法について検討してまいりたいと考えております。
- 坂口委員長 木澤委員。
- 木澤委員 わかりました。私は個人的にはバーベキュー場を作ってほしいとか、いろいろ思いはあるんですけど、また今後、検討の中で意見させていただきたいと思います。
- それともうひとつ、水道庁舎の改修が、これ30ページで予算計上されてますけども、こちらのほうはどういった改修になるんでしょうかね。
- 坂口委員長 岡村上下水道課長。
- 岡村上下水道課長 こちらのほうにつきましても、先ほど説明させていただいたのと同様に、企業団に引き継ぐのではなくて、町で今後利用していくということがございます。こちらにつきましては、もともと水道庁舎も老朽化が進んできてますので、外壁の塗り

替えであるとか、屋上部分の防水層であるとか、そちらの維持管理部分ですね。今後、活用していくのに必要な修繕的な改修を予定しているところでございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 こちらにつきましても、県域のほうに入るか入らへんかは別にして、必要な改修であればやっていただく必要があるのかなというふうに思いますんで、理解はしておきます。あと、水道のほうですね。県水のほうを100%に切り替えて、それでもいろんなものを更新していくよりは財政的にはいいということで、この間、様子も見ていますけども、やっぱり水道の県域一体化ということになると、それはまた建水のほうで議論はさせていただこうと思いますけど、そっちについて、私はちょっとどうなのかなという思いもあります。ただ、この予算については理解をしておきたいというふうに思います。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、水道事業会計予算に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算について、説明を申し上げます。

まず、はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第13号

令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

座らせていただきます。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

予算総則を朗読いたします。

令和5年度 斑鳩町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度斑鳩町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 下水道事業

年間有収水量 1,366,400 m³

接続戸数 130 戸

2. 主要な建設改良事業

汚水管路建設 451,609 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 743,840 千円

第1項 営業収益 181,436 千円

第2項 営業外収益 562,403 千円

第3項 特別利益 1 千円

支 出

第1款 下水道事業費用 731,008 千円

第1項 営業費用 612,730 千円

第2項 営業外費用 118,268 千円

第3項 特別損失 10 千円

2ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額74,702千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,214千円、過年度分損益勘定留保資金63,488千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 855,700 千円

第1項 企業債 288,700 千円

第2項 負担金等 13,000 千円

第3項 補助金 554,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	930,402 千円
第1項 建設改良費	451,609 千円
第2項 固定資産購入費	2,531 千円
第3項 企業債償還金	476,262 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、事業名 公共下水道事業（第13処理分区17工区－1工事）、総額156,325千円、年割額、令和5年度20,000千円、令和6年度136,325千円。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項「斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例」に伴う利子補給及び損失補償、期間、令和5年度から令和10年度まで、限度額、「斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例」に基づき利子補給をすることとなる金額及び損失の補償。事項、下水道台帳システム更新業務委託契約、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額4,708千円。事項、公共下水道事業計画変更業務委託契約、期間、令和6年度、限度額15,000千円。

3ページをお願いいたします。

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、建設改良費、限度額288,700千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 営業費用と営業外費用と特別損失の各項の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費

39,760千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、521,000千円である。

令和5年2月28日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、主な費目につきまして、予算の説明書によりましてご説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款 下水道事業収益でございます。第1項 営業収益、第1目 下水道使用料では1億8,100万1千円、前年度と比較して676万1千円、3.9%の増となっております。下水道利用件数の増加によるものでございます。第2目 その他の営業収益では43万5千円、前年度と比較して20万5千円、89.1%の増でございます。排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の登録にかかる手数料でございます。

次に、第2項 営業外収益、第1目 他会計補助金では1億2,500万円、前年度と比較して800万円、6%の減でございます。一般会計からの補助金でございます。

第2目の県補助金では70万4千円、前年度と比較して52万5千円、42.7%の減となっております。管渠等維持管理業務委託料で実施しております流域下水道負荷軽減等推進事業の補助金でございます。

23ページをお願いいたします。支出でございます。第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 管渠費では863万2千円、前年度と比較して4万4千円、0.5%の増となっております。増額の主な理由は、管渠等維持管理業務の増によるものでございます。第2目 総係費では4,723万9千円、前年度と比較して105万円、2.2%の減となっております。主に職員人件費等に係る費用でございます。

次に24ページをお願いいたします。第3目 流域下水道管理運営費負担金では8,364万1千円、前年度と比較して248万7千円、3.1%の増となっております。奈良県浄化センターへの汚水処理費用でございます。下水道有収水量の増加によります

汚水処理費用の増額でございます。

25ページをお願いいたします。第4目 減価償却費では4億7,321万8千円、前年度と比較して1,168万9千円、2.5%の増でございます。

次に、第2項の営業外費用、第1目 支払利息では1億1,820万8千円、前年度と比較して577万8千円、4.7%の減でございます。

続きまして26ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございます。第1款 資本的収入、第1項 企業債、第1目 企業債では2億8,870万円、前年度と比較して1億4,690万円の減です。公共下水道及び流域下水道の建設負担金にかかる財源で、公共下水道整備の減に伴います減額です。

次に、第2項 負担金等、第1目 下水道事業負担金では、公共下水道への接続件数を130件と見込み、前年度と比較し500万円、62.5%の増でございます。

次に、第3項 補助金、第1目 国庫補助金では1億5,800万円、前年度と比較し3,700万円19.0%の減でございます。第2目 他会計補助金では、3億9,600万円、前年度と比較して1,100万円、2.7%の減となっております。一般会計からの補助金でございます。

27ページをお願いいたします。支出でございます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 管路建設改良費では4億2,492万円、前年度と比較して1億9,852万4千円、31.8%の減となっております。下水道整備では、令和4年度から引き続き整備を進める区域として、龍田西5丁目・6丁目の橋西、幸進町自治会、及び、龍田南5丁目の追手東町自治会、目安北2丁目の法隆寺第3自治会でございます。また、新たに着手する区域として、目安4丁目の和区自治会をとりくんでまいります。これにより、約8ヘクタール、216戸の整備を見込んでおります。

次に、下水道整備計画の変更でございます。令和6年度に県の流域下水道事業認可計画変更が行われますことから、関連する公共下水道においても事業認可計画変更を予定しており、新年度から令和6年度にかけて計画変更事務を2か年計画で、債務負担行為により進めてまいります。第2目 流域下水道建設費負担金では2,668万9千円、前年度と比較して1,574万円の増となっております。奈良県が実施いたします流域下水道管渠整備及び浄化センター設備等の建設費にかかる負担金でございます。

28ページをお願いいたします。第2項 固定資産購入費 第1目 有形固定資産購入費でございます。253万1千円を計上いたしております。公用車の購入でございます。第3項 企業債償還金、第1目 企業債償還金では4億7,626万2千円、前年

度と比較して908万1千円、1.9%の増となっております。令和4年度末の下水道事業における企業債残高は82億9,118万3千円の見込みでございます。

以上、議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおりご可決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計予算について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 20ページですけども、総括のところ、資本的収入の企業債、前年度よりも起債が減っている。それから、支出のほうで、資本的支出の企業債返還が前年度よりも多くなっているということで、負債がだんだん減っているというようになっておりますけども、これはたまたまなったのか、それとも、こういうふうにして毎年やっていこうというふうな姿勢でもって、このような企業債が減少していく方向に向けているのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 企業債についてでございますが、下水道整備事業につきましては、企業債、借入額が償還金を上回らないよう、整備区域等を精査して、事業の見直しを行い、起債額が減少するよう整備に心がけているところでございます。こちらにつきましては、企業債につきましては、ピーク等も超えていって関係から、下がり傾向にあるところもございます。また、昨年度につきましては、継続費等ございましたことから、事業規模が少し大きな路線が2か所ありましたことから、5年度では、昨年度に比べて減少するといったことになっているところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今の答弁で、去年よりも規模を小さくしたというような話がありましたけども、これはこれからもそういう方向でやっていくのか、たまたま今年度、来年度は少なくなったのか。それとも、また規模が大きくなって、工事があって、企業債残高が増えていく方向に行く場合もあるのか。その辺のところを教えてくださいませんか。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 基本的には増えない形で、今後も整備していくということで考えております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 同じような質問になりますけども、他会計からの補助ですけども、21ページに収益的収入、支出、それから、26ページの資本的収入、支出のところでも他会計からの補助金が前年度よりも少なくなっているというところでありまして、これはさっきの企業債と関連して、このような方向で進めていくってということで理解してよろしいのでしょうか。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 おっしゃるとおりでございます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 2ページの下の方の公共下水道事業計画変更業務委託契約、変更業務ということは、今の齋藤委員がおっしゃったような、計画を小さくしていくとか、そういう何か変更があって、さっき説明では、2か年で変更を計画していくというようなご説明をいただいたかと思うんですけど、内容的にはどんな計画を変更されていく予定ですか。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 事業計画についてでございますが、先ほどの質問につきましては、今現在、下水道の認可区域というものがございまして、7年に1度改正をしていくということで進めております。その中の部分で、事業費を現在まで精査をしながら、企業債等ですね、見ながらやってきたところでございます。こちらの業務につきましては、その見直しが令和6年に7年たちますので、その分で今後新たに全体計画の中から、またその7年間で整備していく区域を認可をしていくという作業を行ってまいります。またこちらの業務につきましては、現在、パークウェイですね。進捗しております。こちらのほうに下水道の埋設管を埋設していこうということですが、現在、事業認可の区域外でございますので、こちらを早期に認可して、区域内に入れて、工事の進捗に合わせて整備していこうということで、来年度からそちらも認可変更ということに取りかかっているということなんです。その後、全体計画等を検討していくということでございます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 それはパークウェイを、いるところへ通すと。今後は全体の計画をまた改めて考えていくということで、下水道の工事ってすごいお金がかかるっていうイメージがあるんですけども、下水道をつなげていく最大の理由って、環境に配慮するっていうことが一番の目的だったとした場合に、今、斑鳩町内で、例えば、汚水みたいなのが全部川に流れてるっていうような区域があるってということですか。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 詳細な部分は、細かくはわかりませんが、現在、まだ浄化槽の区域、こちらのほうは浄化された水が流れてるということでございますが、まだ汲み取りの地域もございますので、そういった部分に関しては流れているといったところがあるのかなということで把握しております。

○坂口委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 ちょっと補足させていただきますと、浄化槽にも個別浄化槽と合併浄化槽がございます、国の施策、もしくは、環境の面から言いますと、生活雑排水が公共用水に流れ込むのを防ぎたいという観点から、浄化槽であれば合併浄化槽、下水道であれば全ての汚水を流し込みますので、そういったところを網羅していきたいというふうに考えているところでございます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。一応、そういう環境的に問題があるっていうところだったりとか、下水道を接続してほしいっていう、そういうエリアに先に工事に行くっていう方針なんですかね、斑鳩町的には。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 まず要望がありまして、地域的に効率等を考えた中で、整備できる部分と、先ほど申しました事業認可ですね、こちらの部分につきましては、要望がございましたら、優先的にやっていく計画、こちらのほうでございます。それと、またその区域内でそういった浄化槽地域であるとか、汲み取りですね、先ほど申しました個別浄化といったところも優先的に進めていくんですが、ただ、事業認可の区域に入っていないところにつきましては、全体計画の中でそういった区域を効率的に流せるように進めていけるのかといったことを検討しながらやっていくといったところでございます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。毎年そういう、決算とか予算とかで下水道に加入されている方とかというのが、接続率の話って出てくると思うんですけど、それってその、なかなか、例えばうちの地域やったら下水管が来てないんですけども、例えば自分の家を建て替えた、その後に下水が来たってなったときに、なかなかそこに切り替えるかっていったら、ちょっと現実難しい部分もあって、なかなか接続率というても難しい部分があるような気はするんです。その中で、今後、下水道を接続していくってことが必ずしも絶対に進めていかないといけないというか、スピード感を持って進めていかないといけないものかどうなのかというのは、どんな感じなんですか。

○坂口委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 今おっしゃいますように、タイミングというのがありまして、整備をした後に家の建て替え、リフォームをされた場合は、もう必ずそこへ接続する、法令的にもそうなってますけども、その前に建て替えた方については、申し訳ないですけども、浄化槽を設置せざるを得ないという状況ですので、町といたしましては、ひとつずつの戸数、個別にそういう対応はできませんけども、建て替えた後に整備をしたとしても、今後、浄化槽につきましては、やはり老朽化、もしくは部品等のやり替え等がございますので、今度リフォーム、浄化槽を設置替えするときには、もう下水道のほうに必ず安価に設備ができるということですので、その後に接続していただけるということで、利便性も考えて、時間はかかりますけども、そういった形で進めていきたいなというふうに思っております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 各委員、それぞれ質問される中で、下水道整備についても、今後、ピークを越えてということで、財政的な面と、あと整備のエリアの問題についても、また見直しもかけていくってということで、その辺の全体の会計についてはそんなに心配はしてないんですけども、やっぱり接続率をどう上げていくのかということになってこようかというふうに思いますが、今回見せていただきますと、予算書の1ページに戸数書いていただけてますけども、令和3年、4年度と80本の接続ってということで予算計上されていて、今回、130本に増えてるんですけども、これは整備の関係とかでそういう見込みが立つってということで上げていただけてるのか。これまで別で努力目標を持ってますよっていうふうにおっしゃっていただきましたので、その内訳というんですか、その辺も教えていただければなというふうに思うんですが。

○坂口委員長 岡村上下水道課長。

○岡村上下水道課長 まず130件になったことをございますが、こちらにつきましては、まず、この80件というのは整備目標といったことではなく、予算作成のため、最低限の収入の見込みとして設定していた数値でございます。こちらのほうにつきまして、昨年度、法隆寺第一団地や第三団地等の住宅密集地の整備をしましたことから、整備戸数が増加しております。それと、今の接続状況等を見る中で、50件増加した130件という見込みを予算として増やしたというところをございます。

○坂口委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 補足させていただきますと、これからの目標値についてですけれど

も、毎年度、決算の段階で財政推計表を資料として提出させていただいてまして、その中の工事負担金の欄で、1件10万円ですので、掛ける件数ということで、例えば、令和6年度でしたら1,440万円を見込んでおりますので、140件程度の目標、もしくは、令和7年度であれば、139件の目標という形で、やっぱり財政推計によって、そこでは目標値として設定しておりますので、そこに向けて努めてまいりたいと考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 毎年決算を見てると、その当初予算で計上していた戸数についてはクリアというんですかね、接続していただいている状況やというふうには理解していますんで、計画上そういう戸数にしてるということで理解はしますけど、以前から言うてますように、新たに整備した部分で入っていただくところと、すでに整備が終わってるところで入っていただけるところについても、やっぱり目標を持ってとりこんでいただきたいというふうに申しあげてきたんですけど、そこについてはどんなふう感じてはりますか。

○坂口委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 やはり整備が終わりまして、だいたい接続していただける時期というのは3年から5年の間に工事をしていただくっていうのが、かなり接続率を見て、以前の接続率の伸びを見ますとそういった形です。今おっしゃいましたように、なかなかつないでいただけないところについては、やはり個別な事情もございますので、またその家の建て方、もしくは敷地の大きさ等もございますので、町としてはアドバイス等、もしくはチラシの配布をさせていただいてますけども、なかなか接続していただけないという状況ですので、今後も継続して、建て替え、もしくはリフォームの際にはしていただけるようお願いしてまいりたいと考えています。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

伴議長。

○伴議長 今、議論を聞いてましてね、私のほう思いますねんけど、この公共下水も、特に私、神南におりまして、川の向こうの、河合のほうなんかやったらもう、早く、昭和時代から公共下水してはって、その公共下水そのもの自体がもう古くなってきて、やり替えていくというような話をちょっと聞いたことあるんですけど、これ自体、今ちょっと説明では、浄化槽がこうあって、そこへ公共下水が、浄化槽が悪くなってきてつないでくれはると。まあ、浄化槽よりはよう持つねんなど、耐用年数と言いますか、いうのはちょっと感じてます。実際、整備と、次またリフォームと言いますか。公共下水その

もの自体を替えていく。この辺のタイミングっていうのはどないなってますねやろ。

○坂口委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 公共下水道の管渠につきましては、当然、新しい技術を持って、その管渠の中、そもそも全てをやり直すという話ではなくて、効率的な維持管理方法を元に、そういった改築をしていくということは今後発生してきますけども、今、斑鳩町としてはまだ比較的新しいほうですので、管渠についての維持管理はまだ先の話でございまして、まず、浄化槽につきましては、設置されてから部品等のいろんな維持管理もございまして、当然、そのときに接続の機会がまず1点あるというのと、あとは家の建て替え時期に改築する、改築したときにはもう当然、下水道に法令で決まっておりますので、そこに接続していただくということになってまいります。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 私、何でこんな質問したかって、財政的な部分ですわ。今もこのペースを考えてやってくれて、非常にいいこと。財政と接続とそれを見ながら工事していただくと、なだらかにやっていただく。私も言ったように、一般質問をさせていただいた記憶があるんですけど、その中でやはり整備がまだ全部、町内終わってないけど、先ほど言うたように、もうその何かメンテというのが入っていくというようなことなく、もう一応は整備が終わる頃ぐらいまではメンテはもう、まだ新しいのでいけると考えていいわけですね、斑鳩町の場合ですね。まだ整備が全部終わってないのに、古いやつ、公共下水初期のやつを整備していくとなったら、こないなっていくますわな。このあたりを心配するんですけど、そのあたりはどうですやろ。

○坂口委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 整備に関しましては、今、いろんなご質問の中に財政的な部分で、起債額の残高が増えていかないようにということですので、当然整備のスピードは遅くなっております。その中で、管渠の更新、コンクリート管であれば70年とかかっていう、塩ビ管の場合も同じような年数でございまして、ただ、その年数内に整備を終われるかというのは、やはりちょっといろんな財政状況、一般会計からの補助金に頼っておりますので、その辺は今、整備が終わってからの維持管理という、そういった形ではちょっとできない。それまでに完成することは難しいんじゃないかというふうな状況でございまして。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 ということは、整備しながら初期のやつも、ちょっと更新っていうかやりなが

らも、財政的には非常に安定した財政で回していただけるようにだけお願いしときます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、下水道事業会計予算に対する質疑を終結します。

以上で、都市建設部所管に係る予算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、14時30分まで休憩いたします。

(午後2時06分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○坂口委員長 再開します。

それでは、教育委員会所管に係る予算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

○本庄教育次長 それでは、教育委員会事務局が所管いたします予算の概要について、説明いたします。

はじめに、第2款 総務費のうち、教育委員会事務局が所管をいたします予算の概要についてでございます。予算書の55ページをお開きいただきたいと思います。失礼して、着席して説明させていただきます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第11目 青少年対策費でございます。新年度予算額は245万2千円を計上しております。予算科目の見直しにより、昨年度まで、第1目 一般管理費に計上しておりました、青少年悩み事相談に関する臨時職員の人件費等につきまして、本予算科目に計上いたしましたことから、前年度予算と比較して204万8千円の増となっております。その他、青少年問題協議会の運営に係る経費として、委員報酬、巡回活動謝金、啓発物品購入費などを計上しております。

引き続き、青少年問題協議会の運営、青少年悩みごと相談事業などを通じ、青少年の健全育成に努めてまいります。

以上、簡単ではありますが、青少年対策費にかかります予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

○本庄教育次長 それでは続きまして、第3款 民生費のうち、教育委員会事務局が所管

をいたします予算の概要についてでございます。予算書の84ページをお願いします。

第3款 民生費 第2項 児童福祉費 第4目 学童保育運営費でございます。新年度予算額は4,933万4千円を計上しております。前年度予算額と比較して314万5千円、6.0%の減となっております。放課後児童対策として、放課後児童支援員、補助員の人件費のほか、子どもたちが安全、安心に放課後を過ごせるよう、学童保育施設の設備の充実、維持管理等に要する費用を計上しております。予算額が減額となった主な要因は、前年度予算において、新型コロナウイルス対策用物品の購入費用などを計上していたことによるものでございます。新年度では、85ページの第14節 工事請負費において、NTT西日本が提供する固定電話サービスのIP網への移行に伴い、警察機関からの応答が正常に受けられなくなる旧式の非常通報装置2台の新機種への更新、また、東学童保育室において、雨の吹き降りにより下駄箱等が濡れることを防ぐため雨除け対策工事の費用を計上しております。

以上、簡単ではございますが、学童保育運営費にかかります予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 報酬のところで臨時放課後児童支援員報酬、これが昨年度23人やったのが24人と、その下の臨時学童保育補助員報酬が昨年度20人やったのが26人に増やしていただいているんです。この間コロナもあってか、入所希望が若干減ってきているのかなというふうに思ったんですけど、支援員さん等増やしていただくのはいいことなんですけど、ちょっとその内容について教えていただけますか。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 木澤委員おっしゃっていただいておりますように、新型コロナウイルス感染症によります在宅勤務、また場合によっては休職、あるいは退職など、令和2年度、令和3年度につきましては入室児童数は大きく減少しております。ただ、令和4年度から、徐々にではございますが、入室児童数のほうも減少の割合が減るといいますか、なっております。逆に令和5年度につきましては、新入学学童の増加をしておる状況でございます。なお、放課後児童支援員、また補助員に関しましては、今年度の実績をもとに予算の計上をさせていただいております。今年度の状況によって、今のところは補助員、また支援員等、ローテーションを組んで十分運用していけるという状況にはなっておりますので、今度の状況を見ながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。

本庄教育次長。

○本庄教育次長 続きまして、第9款 教育費についてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度の教育費の予算額でございます。令和5年度の教育費の予算額は12億5,217万8千円を計上しており、前年度と比較して2億18万2千円、19.0%の増となっております。予算額が増額となった主な要因は、社会教育費及び保健体育費において、図書館空調設備の改修や、公民館、中央体育館などの照明設備LED化に要する費用の増などによるものでございます。

はじめに、教育委員会の所管に係る施設の照明設備のLED化について説明をいたします。恐れ入りますが、令和5年度予算の概要をお願いをいたします。概要の71ページでございます。環境保全対策の推進といたしまして、避難所の防災機能強化や環境に配慮した公共施設整備の一環として、温室効果ガスの削減を目的とした斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、学校施設及び社会教育施設として、小学校の体育館、中学校の体育館及び格技場、斑鳩幼稚園及び斑鳩東幼稚園、中央・東・西の各公民館、健民運動場、72ページにお移りをいただきまして、中央体育館及びテニスコートの各照明設備につきまして、LED化改修工事を行ってまいります。

それでは、予算書の120ページをお願いいたします。予算書によりまして、項目ごとにご説明させていただきます。

はじめに、第1項 教育総務費 第1目 教育委員会費でございます。新年度予算額は144万1千円を計上しております。教育委員会は、本町の教育、文化、スポーツの振興を図るため、教育機関の設置、管理及び学校教育に関する指導、生涯学習・生涯スポーツの振興、歴史文化資源の保全と継承等に関する事項を所管しております。

次に、120ページから123ページにかけまして、第2目 事務局費でございます。新年度予算額は1億1,178万4千円を計上しております。前年度と比較して1,899万1千円、20.5%の増となっております。この費目におきましては、事務局職員の人件費、外国人英語指導助手、学校教育指導主事、学校教育指導員、ICT指導員、

心の教室相談員及びスクールカウンセラーの配置のほか、教職員の健康管理、小中連携教育の充実、斑鳩町史の編さんなどに要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、令和4年度に発刊した「新修 斑鳩町史 上巻」に続き「中巻」以降の原稿執筆、調査等に係る経費の増、学校施設整備調査の実施に係る経費の増、不登校対策の充実に係る経費の増等によるものです。新年度では、令和3年度から斑鳩小学校を拠点校として、町費のスクールカウンセラーを配置しておりますが、新年度から配置日数を拡充し、小学校に加え、中学校においても定期的に派遣してまいります。

また、町立学校について、校舎等の老朽化や今後見込まれる児童生徒数の減少が一層進むことから、学校施設が持つ多様な機能に留意しながら、より良い教育環境を整備し、充実した教育の実現に資するため、学校施設の適正配置及び長寿命化の検討に係る基礎資料の整理を行ってまいります。

また、学校に登校しにくい児童生徒の悩みや不安の解消、心の居場所を提供することによって、学校への復帰につなげることを目的に、町有施設を活用し児童生徒の状況に応じた学習の支援やグループ活動等を実施してまいります。引き続き、各小学校への外国人英語指導助手の配置や学習支援事業により、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成と、幼少期から異文化に慣れ親しむ英会話活動や、小中連携教育を推進し、郷土の歴史文化を題材とした教育プログラムの実践にとりくんでまいります。

次に、123ページ、第3目 私立学校振興費でございます。新年度予算額は7,380万8千円を計上しております。前年度と比較して236万3千円、3.3%の増となっております。予算額が増額となった主な理由は、私立幼稚園保育料等無償化補助金及び子ども子育て支援給食費補助金の対象見込園児数の増によるものでございます。引き続き、幼児教育並びに子育て支援の推進に努めてまいります。

続いて、124ページ、第2項 小学校費でございます。はじめに、予算書124ページから126ページ、第1目 学校管理費であります。新年度予算額は1億2,522万7千円を計上しております。前年度と比較して422万7千円、3.3%の減となっております。この費目においては、小学校講師の配置、用務員の配置、教職員の研修、学校施設の整備改修、維持管理など、小学校の管理運営に要する費用を計上しております。予算額が減額となった主な要因は、原油価格の高騰による光熱水費等の増や、各小学校体育館の照明設備LED化工事に係る経費の増等があったものの、正規職員の人事配置見込による減のほか、各小学校トイレ洋式化等改修工事の完了や、次年度の学級編制に応じた小学校講師等の配置見込みによる減等によるものでございます。

次に、126ページから127ページにかけて、第2目 教育振興費でございます。新年度予算額は4,743万円を計上しております。前年度と比較して49万円、1.0%の減となっております。この費目においては、小学校教育活動の充実、就学援助、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進などに要する費用を計上しております。予算額が減額となった主な要因は、特別支援教育用備品購入等に係る経費の増、GIGAスクール運営支援センター運営負担金等の増等があったものの、要保護・準要保護児童、特別支援教育児童の対象見込者の減等によるものでございます。引き続き、ICT機器を活用した学習活動の充実により、子どもたちのOA機器活用の実践力を養うほか、情報活用能力の育成とともに、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図り、一人ひとりが個性や自主性、創造性を高める教育を推進してまいります。また、少人数教育につきましては、小学校第1学年及び第2学年は1学級30人を基準とし、第3学年から第6学年までは1学級35人を基準とした学級編制とするなど、国基準に先行する町独自の少人数学級編制と、ティーム・ティーチングや少人数による指導を継続してまいります。

次に、127ページから128ページにかけて、第3目 保健体育費でございます。新年度予算額は7,387万3千円を計上しております。前年度と比較して519万2千円、7.6%の増となっております。この費目においては、栄養士の配置、学校医等への報酬、給食備品の購入や給食施設の維持管理、給食補助金の交付に要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、小学校栄養士人件費の予算費目の変更による増、原油価格の高騰による光熱水費等の増、給食管理システム更新による経費の増等によるものでございます。引き続き、児童の健康管理に努めるとともに、学校給食の自校方式の維持、学校給食補助金の交付を行うなど、子育て支援及び食育の推進に努めてまいります。

続いて、129ページ、第3項 中学校費でございます。はじめに、129ページから131ページにかけて、第1目 学校管理費でございます。新年度予算額は8,372万2千円を計上しております。前年度と比較して1,420万2千円、20.4%の増となっております。この費目においては、中学校講師の配置、用務員の配置、教職員の研修、学校施設の整備改修、維持管理など、中学校の管理運営に要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、各中学校トイレ洋式化等改修工事の完了があったものの、次年度の学級編制に応じた中学校講師等の配置見込みによる増や、原油価格の高騰による光熱水費等の増、また、各中学校体育館及び格技場の照明

設備LED化工事等に係る経費の増等によるものでございます。

次に、131ページから132ページにかけて、第2目 教育振興費でございます。新年度予算額は3,586万9千円を計上しております。前年度と比較して426万5千円、10.6%の減となっております。この費目においては、中学校教育活動の充実、就学援助、特別支援教育の充実、特別活動の推進のほか、情報教育の推進などに要する費用を計上しております。予算額が減額となった主な要因は、要保護・準要保護児童、特別支援教育児童の対象見込者の増等があったものの、パソコン教室で使用する端末のリース契約期間が、令和5年度内に満了することに伴うパソコン使用料の減等によるものでございます。小学校同様、引き続きICT機器を活用した学習活動の充実により、子どもたちのOA機器活用の実践力を養うほか、情報活用能力の育成とともに、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図り、一人ひとりが個性や自主性、創造性を高める教育を推進してまいります。また、すべての学年において1学級35人を基準とした学級編制とするなど、国基準に先行する町独自の少人数学級編制と、チーム・ティーチングや少人数による指導を継続してまいります。

次に、132ページから133ページにかけて、第3目 保健体育費です。新年度予算額は4,880万6千円を計上しております。前年度と比較して921万6千円、23.3%の増となっております。この費目においては、栄養士の配置、学校医等への報酬、給食用備品の購入や給食施設の維持管理、給食補助金の交付に要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、中学校栄養士人件費の予算費目の変更による増や、斑鳩南中学校給食配膳用リフト改修工事による経費の増等によるものでございます。引き続き、生徒の健康管理に努めるとともに、学校給食の自校方式の維持、学校給食補助金の交付を行い、子育て支援及び食育の推進に努めてまいります。

続いて、133ページから136ページにかけて、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費についてでございます。新年度予算額は1億5,263万2千円を計上しております。前年度と比較して2,254万1千円、17.3%の増となっております。この費目においては、幼稚園教職員の人件費のほか、幼稚園施設の維持管理や園児の健康管理などに要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、認定こども園の整備に伴う敷地の分筆登記業務及び斑鳩西幼稚園園舎の解体撤去工事の設計に係る経費の増や、認定こども園への引継ぎ担当職員の人件費の増、幼稚園照明設備LED化工事に係る経費の増等によるものでございます。新年度では、令和6年4月の認定こども園の開設に向け、斑鳩西幼稚園からの移行に伴う保護者や園児の戸惑いを軽減

するため、園児の状況、幼稚園の教育活動の内容について引継ぎ業務を行ってまいります。新年度におきましても、引き続き、預かり保育、特別支援教育担当講師の配置、給食補助金の交付等を行い、子育て支援及び食育の推進等に努めてまいります。

続いて136ページでございます。第5項 社会教育費でございます。はじめに、136ページから138ページにかけて、第1目 社会教育総務費でございます。新年度予算額は4,895万5千円を計上しております。前年度と比較して64万2千円、1.3%の増となっております。この費目においては、職員に係る人件費、青少年健全育成活動に対する支援、学校・地域連携教育支援活動の推進に要する費用を計上しております。人権教育や家庭教育など生涯学習事業の実施を通じ、本町の生涯学習の振興及び推進に努めてまいりますとともに、町子ども会連絡協議会等の青少年の健全な育成を目的として活動されている団体に対し、補助金を交付することにより、その活動を支援してまいります。また、子どもたちが地域社会の中で健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進してまいります。

次に、138ページから140ページにかけて、第2目 公民館費でございます。新年度予算額は1億231万円を計上しております。前年度と比較して3,974万円、63.5%の増となっております。この費目においては、中央・東・西公民館の管理運営に係る職員の人件費及び維持管理費、施設の充実や公民館教室の開催などに要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、原油価格の高騰による光熱水費の増、及び公民館照明設備LED化工事に係る経費の増によるものでございます。身近な生涯学習の場である公民館が、快適で魅力的な施設であるよう施設の充実や適切な維持管理等を引き続き行うとともに、多様化する住民の学習ニーズに対応できるよう、休日開講の教室の充実や、また季節限定の特別教室の開講など、より参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、140ページ、第3目 文化祭費でございます。新年度予算額は150万3千円を計上しております。前年度予算額と比較して10万2千円、6.4%の減となっております。新年度につきましても、いかるがホールにおいて、斑鳩の里文化芸術祭を開催してまいります。

次に、141ページから143ページにかけて、第4目 文化財保存費でございます。新年度予算額は4,651万4千円を計上しております。前年度と比較して289万8千円、5.9%の減となっております。この費目においては、町内に所在する遺跡内における個人住宅等の建築工事や、公共事業などに伴う発掘調査のほか、いかる

がパークウェイ建設などの開発に伴う発掘調査等に要する費用を計上しております。予算額が減額となった主な要因は、文化財体験アプリの制作及び世界遺産サミットの開催費用による増があったものの、いかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査区間の減少に伴う経費の減によるものでございます。新年度では、風景・景観の形成として、藤ノ木古墳の一層の周知に役立ててほしいとの意向で寄附いただいた財源を活用し、藤ノ木古墳の魅力を伝えるとともに、一層の情報発信に向け、より多くの方に来訪いただけるよう、現地で楽しみながら学べるアプリを制作してまいります。

また、法隆寺地域の仏教建造物の世界遺産登録30周年を迎え、節目となる第10回の世界遺産サミットを開催いたしますとともに、町内の文化財の存在やその内容を広く周知するため、文化財ガイドブックを作成し、町民等を対象に配布してまいります。史跡中宮寺跡活用促進事業では、ボランティア等の方に協力をいただき、コスモスなどを植栽するとともに、前年度に続き、ゴールデンウィーク期間中に、こいのぼりの掲揚等を行うなど、多くの方に来訪し関心を持っていただけるよう、聖徳太子ゆかりの史跡地の活用を図ってまいります。

次に、143ページから145ページにかけまして、第5目 図書館管理運営費です。新年度予算額は9,222万9千円を計上しております。前年度と比較して、1,501万6千円、19.4%の増となっております。この費目においては、図書館職員の人件費及び図書館の維持管理、図書館サービスや電子図書館サービスの充実、蔵書の充実等に要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、図書館空調設備の更新工事に係る費用の増等によるものでございます。新年度におきましても、引き続き、電子書籍のコンテンツを含む図書館資料を整備し、利用者への資料提供の充実を図るとともに、レファレンスや地域に密着したサービスの提供に努めてまいります。また、ブックスタートの実施やボランティアグループの協力による、絵本の読み聞かせの開催など、本とふれあう機会づくりや、小学生の読書活動リーダーを育成する、子ども司書養成講座など、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。

次に、145ページから146ページにかけまして、第6目 文化財活用センター管理運営費でございます。新年度予算額は5,032万5千円を計上しております。前年度と比較して1,318万4千円、35.5%の増となっております。この費目においては、文化財活用センターに勤務する職員の人件費、施設の運営及び維持管理費、特別展の開催等に要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、原油価格の高騰による光熱水費の増及び文化財活用センター駐車場の増設に係る経費の増に

よるものでございます。新年度では、風景・景観の形成として、藤ノ木古墳の一層の周知に役立ててほしいとの意向で寄附いただいた財源を活用し、文化財活用センターの利用者や藤ノ木古墳見学者の利便性の向上を図るため、センター西側の隣接地において駐車場を増設してまいります。また、世界遺産登録30周年記念として、世界遺産をテーマとした展示会及び展示会に関連した講演会を、春季と秋季の2回開催してまいります。引き続き、住民の皆様をはじめ、多くの方々に文化財センターをご利用していただけるよう努めてまいります。

続いて、147ページ、第6項 保健体育費についてでございます。

はじめに、147ページから149ページにかけて、第1目 保健体育総務費でございます。新年度予算額は2,185万4千円を計上しております。前年度と比較して642万8千円、41.7%の増となっております。この費目においては、職員の人件費、友好都市スポーツ交流の推進や各種団体等に対する支援に要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、マラソン大会実行委員会負担金の増によるものでございます。新年度では、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会に代わる新たなマラソン大会を開催してまいります。令和5年10月9日にファンランの部として3kmと6kmコースの大会を、令和6年2月11日には、マラソンの部として、ハーフコースと10kmコースの大会を、スポーツ振興くじを活用し、内容を充実して開催してまいります。

次に、149ページ、第2目 健民運動場費でございます。新年度予算額は2,596万1千円を計上しております。前年度と比較して48万5千円、1.8%の減となっております。この費目は、健民運動場、天満スポーツグラウンドの維持管理等に要する費用を計上しております。引き続き、快適にご利用いただけるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、149ページから150ページにかけて、第3目 町民プール運営費でございます。新年度予算額は498万6千円を計上しております。前年度と比較して、224万5千円、81.9%の増となっております。予算額が増額となった要因は、町外プール施設の利用助成に係る費用の増によるものでございます。町民プールにつきましては、施設の老朽化等により、新年度もその運営を休止させていただくこととし、その代替事業として、水と親しむ機会を提供し、住民のスポーツ及びレクリエーションの振興と心身の健全な発達に寄与するため、近隣の県営プール2施設と三郷町の町民プールの利用料金の一部を助成してまいります。

次に、150ページから151ページにかけまして、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。新年度予算額は1億294万9千円を計上しております。前年度と比較して6,290万2千円、157.1%の増となっております。すこやか斑鳩・スポーツセンターの維持管理及び運営等に要する費用を計上しております。予算額が増額となった主な要因は、原油価格の高騰による光熱水費の増、及び中央体育館空調設備設計業務委託料の増、また、中央体育館及び中央体育館テニスコートの照明設備のLED化改修工事に係る経費の増によるものでございます。

新年度では、スポーツ実施時の熱中症防止とスポーツ施設及び避難所施設としての環境を向上するため、中央体育館アリーナ等、サブアリーナ、また武道場に空調設備を整備することとし、新年度では、整備に向けて設計を行ってまいります。また、スポーツ振興くじ助成を活用し、トレーニング機器の更新を行うなど、住民の健康の増進、体力づくりの推進やスポーツ・レクリエーション活動、そして住民相互の交流の場として利用いただけるよう、施設、設備の充実と適正な維持管理に努めてまいります。

以上、第9款 教育費についての説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 123ページの一番上ですけれども、学校施設整備調査業務委託料がありますけれども、委員会でも出ておりましたけれども、具体的なスケジュールというのは、1年でスケジュールを立てるっていう予定でよろしいでしょうか。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 今回の調査につきまして、大まかな見通しといたしましては、5年度に調査及び調査結果の取りまとめを進めてまいりたいと考えてございます。その結果を踏まえまして、その翌年以降で基本方針の策定や基本計画、また、基本設計などを順次進めていくというようなスケジュール感で考えているところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 基本計画のスケジュール感といいますのは、調査結果を見ないとわからないとは思いますが、教育委員会として、どのようなイメージというんですかね、何年ぐらいを目途にして、このくらいの計画を立てたいというふうなスケジュール感というのはお持ちなんでしょうか。もしありましたら、教えてもらえますでしょうか。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

- 松岡教委総務課長 これまでの他の自治体の事例からペースを当てはめて、早めのペースで考えてみまして、おおむね5、6年のちの整備着手というのが早めのペースというようなところで考えてございます。
- 坂口委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 整備着手ということは、住民にもオープンにするところまでというふうに考えていいんでしょうか。それとも、教育委員会の内部でもってスケジュールを立てて、それからオープンするのはその後というふうに理解するのか、どちらのほうでしょうか。
- 坂口委員長 松岡教委総務課長。
- 松岡教委総務課長 計画等をオープンにするのはもう少し短いスパンで考えていきたいなというところで、5、6年後と申しあげておりますのは、施設の整備に係る着手時期を、早ければそのあたりに目標として定めたいなというようなところでございます。
- 坂口委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 ありがとうございます。といいますのは、そしたらもう住民に、5年以内の間にスケジュール感をオープンにして、こんな段取りで進めていきたいという、大ざっぱなスケジュールを出していくということで、すみません何回も同じ質問で恐縮ですけども、よろしいですね。
- 坂口委員長 松岡教委総務課長。
- 松岡教委総務課長 そのようにお考えいただければと思います。
- 坂口委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 ありがとうございます。ぜひ住民に理解できる、住民の意見を聞いていただいて、すばらしい案を期待しております。
- それから、126ページの真ん中に需用費、消耗品費、うち学校図書180万円とありますけども、これは小学校の部ですけども、何か新聞によりますと、学校図書館図書標準という、図書館に何冊の本を備えなければならないかというような標準があるというように聞いておまして、小学校の部で、2クラスの6学年としますと、12クラスで言いますと、7,960冊というふうに書いておりましたですけども、斑鳩町はその辺の基準はクリアしてるのかどうか、教えてもらえませんか。
- 坂口委員長 松岡教委総務課長。
- 松岡教委総務課長 公立学校の学校図書館に整備する図書の蔵書の標準としましては、文部科学省が、委員ご紹介のとおり、学級数に応じて標準の規模を定めているところでございます。それに照らしまして、3年度末の蔵書といたしましては、各学校とも標準

冊数を超える、充実した内容というところでご理解いただきたいと思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 同じような関連で、中学校の部も131ページに書いておりますけども、これも同じようにクリアしているということでもよろしいでしょうか。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 中学校につきましても、同様に標準冊数を超える内容となっております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。児童生徒、図書館に親しんでいただきますように、よろしく願いしたいと思います。

それから、128ページの18、負担金補助及び交付金のところの二つ目、学校給食地産地消促進事業補助金とありますけども、やっぱり地産地消というのは子どもたちにとってもいいですし、また地域住民、それから農業をやっている方にとってもいいと思いますけども、これは具体的にどのようなものを、どのくらいの量でこの47万円をご利用いただいているのか、教えてもらえますでしょうか。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 学校給食で新鮮でおいしい奈良県産の食材を使った献立、これらを実施するとともに、斑鳩町内で収穫した食材等も活用することにより、地産地消を進め、児童生徒が地元農業への理解を深める、また、食文化や郷土の知識を高めるというような目的で行っているところでございます。具体的には、奈良の日というような日を設けて、地場産物を給食に取り入れる。また、給食だよりも地場産物の紹介をさせていただく。さらに、給食時間に栄養士がワンポイントで指導をしたりというようなことも行っているところでございます。食材ごとの量というのはなかなか把握しがたいところではございますけれども、年間6回実施しているところでございまして、これに対しまして、小学校では1食当たり50円、中学校では60円の補助を行いながら、この事業を実施しているところでございます。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ぜひ斑鳩町のいいものを子どもたちにPRしながら、地産地消を進めていただければありがたいというふうに思います。

続きまして、142ページですけども、12番の委託料の下から三つ目のところ、世界遺産サミット会場設営等業務委託料とありますが、先般の委員会でも世界遺産サミッ

トを聖徳会館でやりますというふうな報告がありましたですけれども、せっかくの世界遺産サミットでありますので、聖徳会館ですと200名、300名ぐらいしか入れないと思いますので、せっかく、住民にも多く来ていただくように本当はいかるがホール等でやったら住民も参加できるかなというふうに思いますけども。また、法隆寺に来ていただく、各地の世界遺産のある、持っている地域の人々に法隆寺を見てもらうためには、やっぱり聖徳会館もいいのかなと思いますけども、せっかくの機会ですんで、住民にPRするためにも、例えば、YouTubeで放映するとか、それから、いろんな方法で同時中継して、住民にも見てもらうような方法というのは考えておられるのか、また、できるのか、教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 齋藤委員からご質問の世界遺産サミットについてでございますけども、詳しいことにつきましては、現在計画中でございますして、分科会の内容であるとか、記念講演等もまだ未定の状態でございます。サミット自体の公開というか、そういうところにつきましては、先ほど委員さんからおっしゃっていただきましたように、詰めてる中では、やっぱり法隆寺の内部の聖徳会館ですることに意義があるであろうということで、法隆寺様のご協力も、内諾もいただいているところでございますので、聖徳会館を中心に開催するということではさせていただきたいと考えているところではあります。あと、一般の住民等の参加につきましては、現在、所管しております観光庁でありますとか、世界遺産のそういったことを取りまとめる機関としまして、世界文化遺産地域連携会議というのがございますので、そのあたりとも協議しまして、先ほどおっしゃっていたYouTubeでの同時中継というか公開とか、そういったところもするべきなのか、また、可能なのかというようなところは協議してまいりたいと考えております。以上であります。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 せっかくの機会ですので、法隆寺の世界遺産30周年というものもありますんで、これを斑鳩町をPRする意味でも、ぜひ、できるんだったら各方面にもPRできたらうれしいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それから、その上の文化財体験アプリ制作業務ということで、これは寄附金をいただいたということで、大変ありがたく思ってます。この寄附金を有効に使うために、文化財のアプリ、藤ノ木古墳等をPRするものだと思いますけども、これは具体的にもうちよっと詳しく教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 今質問でありました、今回計画しております文化財体験アプリの制作についてでございますけども、先ほど委員さんからおっしゃられたように、史跡藤ノ木古墳の風景・景観の形成として、藤ノ木古墳の一層の周知に役立ててほしいという意向を受けまして、ご寄附いただいたお金を財源として制作してまいりたいと考えているところでございます。内容としましては、現地を訪ねられた方にスマートフォンなど、AR技術等による藤ノ木古墳の石室見学体験や町内の古墳を巡るラリーなどを楽しみながら学んでもらえるアプリの制作、また、現地でできるクイズ機能とか、仮想のものと、アプリを掲載することによって見ることができて、記念撮影等ができるというような、そういったものもしながら、アプリの制作を行いまして、そしてまた、藤ノ木古墳を中心に町内の古墳をラリーで巡れるということで、楽しみながら学んでもらえる、そういったアプリの制作を目指しております。町民の皆様をはじめ、当町に訪れられる観光客など、多くの方々に、藤ノ木古墳だけではなく、町内のいろいろな古墳への関心を持っていただけるように努めてまいりたいと考えている次第でございます。以上であります。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 アプリと言いますと、スマホのアプリじゃなくって、そういうイメージでしょうか。それとも、文化財センターに何かこう映像みたいなのを映し出すような形なんでしょうか。何かその辺のところちょっとイメージがわからないんですけども、教えてもらえないでしょうか。

○坂口委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 基本的にはスマートフォンを利用させていただいて、そういうチラシ、もしくは現地等で、例えばQRコードというようなものをかざしていただいたら、そのアプリが立ち上がってきて、そして、その中でメニューを選びながらいろんなものを展開していくというような、一応システムを今のところ考えております。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 はい、ありがとうございます。その次の質問ですけども、142ページの下の方にあります工事請負費ということで、史跡中宮寺跡のこいのぼり支柱の件ですけども、これ大変無理言いまして、ありがとうございます。去年は竹の棒ですけども、今度、支柱を立ててもらえるということでうれしく思っております。どんな形で支柱を立てていただけるのか、教えてもらえませんかでしょうか。

○坂口委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 齋藤委員さんおっしゃった、中宮寺跡のこいのぼりの掲揚の方法等についてでございますけども、昨年に引き続きまして、町民の皆様へこいのぼりの寄付の募集を、この3月号の広報にて、現在も寄付していただいております。本日までに5件のすでに寄贈の申し出を受けておりまして、来年度もゴールデンウィーク期間を利用して、こいのぼりの掲揚を計画しておるところでございます。本年度、実施しました際には、柱ごとのところにこいのぼりを掲揚しておりましたが、来年度は柱の強度などの安全を図りながら、こいのぼりを吹き流しで見ていただけるように、現在検討しているところでございます。それに伴う予算としまして、支柱基礎整備工事費として計上させていただいているところでございます。また、こいのぼりの掲揚に合わせまして、来年度は文化財関係ではなく、生涯学習関係のイベント等もいろいろと企画をしまして、町の観光協会などの協力も得ながら、史跡中宮寺跡を活用した人のにぎわいの機会を創生してまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。支柱の間隔ってというのは、どのくらいの間隔をイメージしておられるでしょうか。

○坂口委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 まさしく、今現在その吹き流しをした際の、どの程度柱が持つかというところであるんですけども、なるべく長いほうが見た目も良いということであるんですけども、ぐっと長くしたときの引っ張りのどんだけの柱の強度があるかというところで、現在、そういった関連業者とも相談しながら考えているところでございますので、もうしばらく検討してまいりたいと考えています。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。楽しみにしております。

それから、149ページの一番上、マラソン実行委員会の負担金800万円とありますけども、これ今年度ですかね、法隆寺マラソンで160万円使ってましたけども、今年度は800万円ということで、金額が増えてますけども、これはスケールアップするって意味なのか、2回に分けたから金額が増えたのか、そのようなところを教えてくださいませんか。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 確かに、委員おっしゃっていただいておりますように、今年度160万円ということでございますけども、今年度につきましては、マラソンのコース等の見直

しをするということで、実際にはマラソンの大会は行っておらないというところでは、それまでの令和元年度、実際に大会を開催した年度で言いますと、町の負担としては200万円を予算として執行してるという状況でございます。ご質問いただいております800万円でございますけれども、こちらにつきましては、実際には説明させていただいたスポーツ振興くじの助成金を活用していくというところがございまして、800万円に対して5分の4が補助されると、助成されるというふうになっておりますので、実質的には160万円の負担で、町負担としては済んでるというところでございます。

ただ、おっしゃっていただいておりますように、200万円が800万円ということで、600万円として、マラソン大会としての予算規模は600万円増えることとなります。それに関しては、今、おっしゃっていただいたファンランの部とマラソンの部の2回に分けるということになりますので、会場設定であったりとか、計測の関係等当然、二重にかかってくる、その辺の費用の負担、費用の増も出てくる。また、プラスといたしまして、内容の充実というようなところもございまして、出走の区分を増やすことによって、表彰の数を増やしたりでありましたりとか、参加賞の充実を図りましたりですとか、そういったところでスポーツ振興くじの助成金を有効に活用して、事業の予算規模を増やして、大会としての充実を図っていきたいというところで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 よう分かりました。2回にするということで、やっぱり会場の設営とか、もちろんあるでしょうけれども、ぜひとも新しいマラソン、期待しておりますのでよろしくお願いをいたします。

最後ですけども、149ページの下の方にあります町民プールの運営費ですけども、去年の予算書には施設管理運営委託料として199万円というのが掲載されておりますけれども、今年度はそういう業務委託運営費というのはありませんけれども、去年はプールを使わなくても、水の浄化とかいろんな面で使うので予算が要するというふうに聞いておりますけれども、今年度はないということは、もうプールを何もしないという、そのまま放置といったら失礼ですけども、そのままにしておくということなんでしょうか。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 ただ今おっしゃっていただいております、昨年、予算を上げておりました委託料に関しましては、町民プールのいわゆる設備の維持管理に要する経費ではございませんでして、昨年の7月から8月にかけて実施をさせていただいた移動町民プール、

これの経費でありましたりとか、監視にかかる費用で計上させていただいておりました。ですので、昨年度も現在の町民プールに関しましては、施設の老朽化が非常に進んでるというようなところで、メンテナンス等を含めてしてないということでご理解いただければと思います。

○坂口委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。以上です。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 文化財体験アプリのことについて、もうちょっと聞きたいんですけども、これはどれぐらいのダウンロード数を見込んで、どんなふうに周知されていくのかというのをちょっと教えてほしいんですけども。

○坂口委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 この文化財体験アプリは、最近も新聞等で桜井の例なんかで紹介されたりしておりますけども、ここ数年で全体的に流行っているというか、そういったことになってるものでございまして、どの数のダウンロードを目指すかということについては、まだ設定数値等はしておりませんが、先ほど申しましたように、藤ノ木古墳の来場される方、楽しみながら学んでいただくということを前提としましたら、藤ノ木古墳自体、ずっと常駐して人数をカウントしてるわけではございませんけど、文化財センターの来訪者の事例を参考にすれば、やっぱりそういった年間1万件を超えるような数のダウンロードを目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、数につきましては、実際、そういった業者も決まって進みながら、そのあたりでどういうふうに設定していくかということを検討してまいりたいと考えております。

あと、周知の方法ですけども、基本的にほかのところの市町村でもやっておられると同様、まずこういった体験アプリの中のARのそういった機能であるというのを周知するのは、一番いいのはやはりチラシと聞いております。ですから、そのチラシのところにその内容、つまりコンテンツと、そして、それにアクセスする、先ほど申しましたQRコードを掲げながら、それを利用していただく、もちろん、現地に行かれてそれに気づかれる方もおられますので、そういった方々に周知できるように現地での掲示を図ると。そういったことで、すると共に、町の広報紙や町のホームページ、また、SNS等を利用して周知に努めてまいりたいと考えております。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 はい、ありがとうございます。アプリを作るのって、お金が結構かかると思

いますので、ぜひともたくさんの方に見ていただきたいと思うんですけども、斑鳩町やったら、たぶん、藤ノ木古墳に先に来るよりも法隆寺に来る方のほうが多分断然多いと思うんで、法隆寺に行って藤ノ木古墳みたいな形で、法隆寺のところで、観光協会の方とかとも協力していただいて、法隆寺に来られる方にできるだけPRしていただいて、斑鳩町をたくさん巡ってもらえるような周知の仕方をしてほしいなというふうに個人的に思ってます。

次に、148ページのスポーツ協会の補助金というところ、スポーツ協会は斑鳩町、大会とかいろいろやっていただいて、活動していただいていると思うんですけど、その中の活動で、奈良マラソンの給水場にボランティアとして行ってらっしゃるとい活動があるんです。その中で協力してくださる、スポーツ協会の中で協力してくださる方を募集されるんですけども、やっぱり高齢化とかもあって、給水であったりとか、マラソンを仕上げた後のごみを片づけるとかってということとか、設営がメインになってくるんですけど、結構労力としては大変なんです。それを今後どんなふうに募集したらいいのかなっていうことをこの間、お話をちょっと伺ったところがあって、例えば、それをね、広報紙で広く募集するとか、ボランティアしてくださることをね。奈良マラソンを近くで見たいとかいう方も、もしかしたらいらっしゃるんじゃないかなということ、広く募集するとかっていう支援の方法ですかね。そういったことができるのかどうかっていうのを。斑鳩町と奈良マラソンの関係はちょっとよく分からないですけど、いうのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 マラソンの実施に伴います運営上のボランティアさんに関しましては、奈良マラソンを含めまして、そのマラソン大会としても募集をされてるのかなというふうに思いますので、町としてそういったところの広報でありましたりとか、いうようなところででき得ることにつきまして、ちょっと検討していきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。本当にボランティアの方で成り立ってる部分ってすごくあると思います。そこに行き来する何か、手段といいますかね。駅も遠いからみんな車で行かざるんですけど、乗り合っで行かざるんですけど、やっぱり高齢化してるんで、自分たちでも運転とか心配してはるんです。だから、そういう部分もちょっとね、もしお話が聞ける機会があったらまたお願いしときます。

あと、150ページのすこやか斑鳩スポーツセンター運営費ですけれども、あそこに駐車場があって、何年か前に駐車場をちょっと数を増やしていただいたというのがあるんですけども、指定避難所になってるので、駐車できる台数がたくさんあったほうがいいとは思いますが、駐車できるスペースの幅が結構狭いんですね。今でも普通に、ちょっとしたトラブルがあったりとかすることもあるんですけども、災害があったときというのは、やっぱり雨風が強かったりして、みんな慌てて避難してきたってなったら、狭いことによって違うトラブルが起こる可能性があるかなと思うんですけども、そこあの、なかなか駐車台数を減らす、線を広くして駐車台数を減らすっていうのは難しいかなとは思いますが、そこら辺の安全対策として、ちょっと何か今後検討していただけるのであれば、お願いしたいかなと思ってます。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 ただいま、ご意見をいただきましたので、通常であれば舗装のやり直しのタイミングでありましたりとか、いうようなときにさせていただくのが一番効率的かなというふうに思ったりするところもございますので、そういったところも踏まえて、ちょっと検討させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 お願いします。最後ちょっと1個だけなんですけれども、各学校のプールの管理費とあって、だいたいいくらぐらいか教えてほしいんです。町民プールの代替えとして、昨年利用されてたんですけども、町民プールと学校のプールって全然違うと思うんですけども、年間どれぐらいかかるのかっていうのを、ちょっと参考に教えていただきたいです。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 学校のプールのランニングコストでございますが、これは突発的な修繕とかいうような経費は除くことといたしますと、プールの清掃や、ろ過機の点検の経費、薬剤の購入の経費、光熱水費などでございますけれども、1校当たり70万円、また、部活で使用する斑鳩中学校につきましては100万円というようところがひとつの目安としてお考えいただければと思います。

○坂口委員長 溝部委員。

○溝部委員 今後もうちょっと先の話かもしれないですけど、学校の再編とかあった場合にですね、プールも例えば統合するとか、町民プールも一緒になるとか、こういった形っていうのはわからないんですけども、そういったこともあるんじゃないかなと思っ

て、ちょっと参考に聞かせてもらったので。はい、ありがとうございます。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

奥村委員。

○奥村委員 概要の77ページの不登校対策の充実ということで、今回、斑鳩町としても先進的に子どもたち、児童生徒さんの居場所をつくってくださるということで大変喜んでおるんですけども、今、全国でも20数万人の児童生徒さんが学校に行けない状態、様々な理由があると思いますけれども、行けない状態があるということを聞いておりますけれども、この児童生徒さんの教育を受ける権利というのもあると思うんですけども、今回のこの斑鳩町としての居場所づくりというのは、どういうコンセプトでつくっていかうと思っておられるのか、お聞きしたいんですけども。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 今回、実施いたします不登校対策と申しますのは、学校、家庭、関係機関が効果的に連携を図っていくことがまず必要。それと、早期支援を図っていくというようなところをまずもってのこの事業の目的としてございます。その上で、学校の復帰につなげるというようなところを最終目的というふうに考えております。

学校への復帰につなげるということにつきましては、学校との連携を密にするというようなところでございますので、とりくむ課題につきましても学校から提供いただく課題であったり、また、オンラインというようなことも活用しながらとりくんでいきたいというようなところで、具体的な内容は考えているところでございます。

今回、対象となってまいりますのは、何らかの事情で家から出にくいお子さんを外へ出ることをまずひとつのステップとして、この施設をご活用いただくというようなところを想定しているものでございます。現在、斑鳩町では年間30日以上欠席するというような状況のお子さんは、昨年度の調査の実績で約60人程度でございます。このうち、ほかの団体の事例でもございますけれども、1割程度がご活用いただければ、まず効果があったのではないかというふうにも言われてございますので、同じような活動を目指していきたいなというふうに考えているところでございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。この今、課長が言っていた60人というのは、小・中、合わせて60人ということですね。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 はい、さようでございます。小・中、合わせて、年間30日以上欠

席した児童生徒数ということでございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 場所が睦の集会場のあったところの、ちょっとこうD I Yみたいな、ちょっとしていただいて、集まれる場所をつくっていただけたらと思うんですけども、そこへ来れるだけの交通機関っていうか、足というか、まずは来ていただかないとはいけないと思うんですけども、そこら辺はどのように配慮されていかれるんでしょうか。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 今回の対象といたします児童の想定といたしましては、家から出にくいお子さんというところでございますので、通所するにも、やはりその道中、不安がございまして、保護者の方の送迎をお願いすること、これは基本として維持したいなというところで考えてございます。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 今、私が知る限りで、元睦の集会場のところは、道幅が狭くて、車もなかなか止まりにくい状態ですけど、駐車場みたいなものは用意されるんでしょうか。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 保護者の送迎でございまして、一時的に保護者の方が止めていただくようなスペースは、施設の前に数台のスペースがあるかというところでございまして、乗り降りにはお使いいただけるのかなという想定でございまして。

○坂口委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。よその自治体とか、またいろんなところで先進的にしてるところもあつたりします。内容も、体験型学習であつたりとか、いろんなものを取り入れてしていただいて、最初から余あまりにも学校の勉強していらっしゃる内容をぐっとやるというのは、なかなかそれだけで嫌になってしまうのかなと思いますので、その辺もちょっといろいろ、先進地事例を勉強していただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、おっしゃっていた不登校対策で、これ事前に申込みというんですかね。連絡をしてから行くのか、当日、家から出られそうやなというような状況で、ふらっといきなり来ても大丈夫なものなのか。そこはどうなんですか。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 もちろん、当然、出られるときに出ていただけたらというのが、受け

入れられなければ目的を達することはできないかなと思ってございますので、急な来所にも対応はしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。それでは、そのようにお願いしたいと思います。

次、予算書の128ページの給食補助金ですけど、小学校、中学校、また幼稚園のほうもありますけど、今年度ですね、町のほうとして、国の交付金も活用いただく中で、物価高騰の対策として、普段でしたら1食30円の補助を50円にさせていただくと、今年度については無償ということで対応していただけてますけど、次年度についてはどのように考えていただいているんでしょうかね。

○坂口委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 学校給食につきましては、委員ご紹介のとおり、物価高騰の影響によりまして、食材の調達等影響が出てございます。こうしたことから、献立や調理方法の工夫、食材の調達の精査、こういったもので対応をしてきたところでございますけれども、合わせて補助金等での対応を今年度とってきたというような状況でございます。

次年度、令和5年度におきましては、その財源につきましては、いったん、国の交付金というのは期限がございましたので、これについては活用せず、いったんは現行の給食費に戻すこととなってまいります。更なる工夫を重ねながら運営をしていきたい、現状の給食費でもって運営をしていきたいというところで考えてございます。

ただ、現行、これまでどおりの学校給食の補助金であったりだとか、いう部分につきまして、1食30円の補助金につきましては継続をもちろんさせていただくこととしていただいております。ただ、この状況におきまして、現行の給食の品質、栄養価を確保していくというのはなかなか難しい状況でもございます中、PTAの役員のご代表や学校長、栄養職員を構成とする学校給食の運営委員会におきましても、給食費の値上げであったり、食材の調達の工夫、これらについて議論が行われたところでございます。しかしながら、単純に給食費の値上げというのは保護者に負担を求めていくこととなってまいりますので、やはりコロナ禍で家計に影響が出てるといような状況では、慎重な判断をしていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

先ほど申しあげましたような様々な工夫を講じて、なお給食費の値上げが必要となるような状況となってきた場合におきましては、町といたしましても、現在の学校給食の維持に向けまして補助金のかき上げなど、その負担増にかかる支援については、議会にご相談させていただきながら検討していきたいというふうに考えてございますので、

ご理解賜りたいと思います。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。当然、国の交付金が新たに示されるようであれば、そちらも活用いただくというふうにはしていただきたいと思うんですけど、今、全国的に国の交付金がなくても、一般財源を使って、やっぱり保護者負担の軽減ですとか、様々な物価高騰対策というのを行っていただいております。斑鳩町もこの間、持ち出しをしながらも対応していただいておりますので、来年度につきましても、やっぱり国の交付金がなくても保護者の負担を、値上げをするということなしに対応していただきたいと思います。それについてはきちんとご相談いただけるということですので、お願いしておきたいと思います。

それと、149ページのグラウンドの管理ですね。今年度、健民グラウンドに土入れしていただいて、利用者の皆さんは大変喜んでまして、これ費用のかかることなんで、いっぺんにというのは難しいと思うんですけど、天満グラウンドのほうやっぱり雨が降ると水がたまって、なかなか水はけしないということで、この間、天満グラウンド以外ってというのがなかなか土の入替えだとかいうのがされてこなくて、その状況になってしまってるのかなっていうふうにちょっと思ったんで、できれば一回調査していただいてですね、対応するのにも費用がかかるようでしたら、またきちっとした形で予算を確保していただいて対応いただきたいなというふうに思いますんで、まずはちょっと調査をお願いしたいなというふうに思うんですけど。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 今、おっしゃっていただいております雨天のときの状況でありましたりとか、まずは確認をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、お願いをしておきます。

それから、150ページの町民プール、これ町外プールの利用状況って出てるんですけど、これちょっとその、予算ではこれぐらいになってますけど、対象人数はどれぐらい見てはるのか教えてほしいんですけど。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 今回、県営の2つのプールと三郷町のプールを見ておりますけれども、大人のほうで3,700人、小人のほうで4,200人、合計7,900人ということで、いったん予算は計上させていただいているという状況でございます。

○坂口委員長 木澤委員。

○木澤委員 これやっていただくことは別に反対じゃないんですけど、ただ町民プールの廃止と引替えにというふうに私は思ってなくてですね、先ほど、溝部委員から意見もありましたけど、学校の統廃合っていうのはちょっと私は賛成できないんですけど、今、それぞれ各校にプールがある中で、その費用の関係ですとか、もともとあの町民プールはあそこの場所で、東の人からしたら遠過ぎるとかいうこともあって、やっぱり利用しやすいような形でまた再建を考えていただけるのであれば、そういうやり方はありかなというふうに思ってますんで。まあ、すぐに答えを出せる問題じゃないんですけども、そこもやっぱり併せて検討いただきたいなというふうに思いますんで、これも要望だけしておきます。結構です。

○坂口委員長 よろしいですか。

伴議長。

○伴議長 今、意見があって、いろんな議員から意見があるっていうのはこれ望ましい。逆に私の意見もちょっとお話しさせていただきます。まず、町民プールですが、ちょっと実際のところ、このプールをもし今年度動かすとなれば、ざっと何ぼ要ります。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 令和4年度のときに再開に向けてポンプ等の故障というか、不具合が見つかったというところで、ポンプだけでも1千万円おおむね修繕費がかかるということで、見込みを立てております。また、それ以外に、配管等、プールのほうに錆が流れ込んでくるというような状況も踏まえますと、相当の金額が、再開に向けてはかかってくるんじゃないかなというふうには認識してるところでございます。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 今聞いてもポンプだけで1千万円。それ以外に配管等のどれぐらいかかるか分からん金額がまたかかると。普通コンクリートのこういう構造物というのは、耐用年数が、確かもう40年どころか超えてるぐらいですね、私が18歳のときに行っておったわけですから。そんな形になってると思うんですけど、そのあたり、今後の、他に故障しそうなところというのはそこそこあるように思うんですが、そのあたりはどうなのか。これまた管理棟とか、クーラーも何もない状態で今現在もなってる。またチケット売場のところもクーラーなし。それで、ロッカーも10円入れたら戻ってこない。このような状態だと私は思っておるんですが、そのあたりどうですか。

○坂口委員長 本庄教育次長。

○本庄教育次長 おっしゃっていただいていますように、町民プール自体昭和53年の建築やったかなというふうに認識をしておりますので、既に40年以上が経過をしているところからいたしますと、安全に快適にご利用いただくということになりましたら、相当の手を入れていかないかんだろうというふうには思っているところでございます。

○坂口委員長 伴議長。

○伴議長 まあ、その辺もいろいろ住民の声を聞いていただいて、そしてまた判断していただければ。私は思いますねんけど、このプール、前もちょっと話しましたが、プールを糸口に、私ここに来させていただいて思うんですけど、新しい事業は確かに毎年こういう形で予算のときにいただく。ただ、しまう、民間であったら結構、事業を変えていく、閉じる、これについて、役所というのは非常に難しいところやなど、下手とは言いまへん、難しいところやなど感じるところがあるんです。

　　だけど、新しい事業をして、古い事業はそのままであれば、財政は破綻しますわ。それで、実際そのあたりも踏まえていただいて、検討していただく。

　　学校の部分に関して、これもいろんな意見があると思います。統廃合というのは、これはどないなっていくかわからん。今の子どもたちの数というのは、私、小学校も中学校も1校ずつで過ごさせていただきました。もうほんま白石畑から幸前から、私は神南ですけど、いろんな町内じゅうに友達がいて、プラスマイナスも今現在とあると思います。そのあたり。ただ、今現在、私が通ってたときの学校がまだ残ってるというのが非常に問題やという形で、私、発言させていただきました。その点も踏まえて、やっぱり良い環境で、斑鳩町の教育っていうのは良い環境で子どもたちが受けられるように、その中でどう考えていくかというのを示していただければというように思いますんで、そのあたりもお願いしたい。

　　朝ちょっと奈良交通のコミバスの、分野が違う話ですが。笠町、三室山下から大勢の子どもたちがバスに乗って、満タンになって、この役場側に降りてたと。奈良交通との関係なんかを思い出しながら質問させていただいた。そんな経緯もあるんですわ。そのあたりもよろしく願いいたします。以上です。もう回答は結構です。

○坂口委員長 ほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○坂口委員長 これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結します。

　　以上で、教育委員会所管に係る予算についての審査を終わります。

　　以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の予算の審査を終わります。

審査結果についてとりまとめにつきまして、暫時休憩します。

(午後3時49分 休憩)

(午後3時54分 再開)

○坂口委員長 再開します。

それでは、これより、議案第8号から議案第13号までの6議案につきまして、順に採決してまいります。

初めに、議案第8号 令和5年度斑鳩町一般会計予算について、お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和5年度斑鳩町一般会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、議案第9号 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を申しあげます。

令和5年度は、国民健康保険税率の改定が行われ、値上げとなります。県は令和6年度に県下すべての市町村の保険税率を統一しようとしており、それに向けて市町村に対して保険料率の基準を示していますが、今回の斑鳩町の税率改定では、県が示す統一保険料率との差額の半分を埋めるため、被保険者1人当たり年額3,778円、会計全体でおよそ1,900万円の値上げが行われます。

町の資料によりますと、例えば、介護分がかからない40歳未満および65歳から74歳までの世帯で見ると、年間の所得が100万円、収入でいうと155万円の2人世帯では、現行の年間税額11万1千円が3千円の増(後刻訂正あり)となります。更に介護分もかかる40歳から64歳までの世帯では、現行の年間税額14万2,300円が15万100円となり7,800円の増となります。

すみません、先ほどの数字間違っていました。11万1,100円が11万4,300円で3,200円の増となります。訂正しておきます。

今回、町としてできるだけ上げ幅を抑えようとしているという姿勢は見られるのですが、以前から申しあげていますように、国民健康保険特別会計についてはもうすでに破綻しており、増える給付費を被保険者の税負担で賄うということは限界がきています。

国民健康保険の被保険者は、構造上どうしても低所得の方が多くを占めており、なおかつ他の健康保険のように事業者負担がないために二重に会計を圧迫し、それが被保険者を苦しめる原因となっています。これを解消しようと思えば、国が以前のように、事務費も含めておよそ5割という財政負担を行うことが求められていますが、国はそれに応えようとはしていません。そこにこそ最大の問題があると考え、引き続き町からも国に対して声をあげていただきたいと思います。

また、県の運営について申しあげますと、県単一化され、県と市町村どちらもが保険者となっているにもかかわらず、市町村のおかれている状況はどんどんと厳しいものになってきています。これまでは、それぞれが独自に行ってきた保険税の、それぞれというのは、各自治体が独自に行ってきた保険税の減免策が統一化され、一般会計からの繰り入れについても原則禁止、また、県内のどこに住んでいても保険料が同じになるようにするという事で保険料率の統一化をすすめ、市町村の裁量が次々と奪われています。

さらに市と町村とで収納率に差をつけ、市の不足分を町村が負担する形になっており、こうした不平等な取り扱いについては、解消するよう、こちらも引き続き県に声をあげていただきたいと思います。法律の改正によって、国民健康保険制度が県単一化されてしまったので、そこはどうしようもないのですが、私は、この県単一化によって、結局被保険者に、そのしわよせがいつているということは見過ごすわけにはいきません。私自身、引き続き、直接県や国に対しても問題点の改善を求めていこうと考えていますが、今回、保険税の改定により値上げとなる、令和5年度のこの会計については賛成できないということを申しあげまして、私の反対の立場からの意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○坂口委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。

横田委員。

○横田委員 それでは、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

令和6年度には、国民健康保険料（税）水準の統一化が予定されており、今後、急激な負担増にならないよう工夫しながら、国民健康保険事業を運営していくことが求められています。そうしたなか、令和5年度に、本町の税率改定を予定されておりますが、

県が提示した国民健康保険事業費納付金に基づき算定され、これまでの改正を踏まえて、急激な負担増とならないよう検討されているものとなっています。こうしたことを踏まえて編成された本特別会計予算は、収支の均衡がとれたものとなっていることを考慮しますと、反対すべきところは見当たらないものと考えます。

町におかれては、引き続き、県の動向に留意しながら、なお一層の国民健康保険財政の健全化に努めていただくよう要望して賛成意見といたします。

議員皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○坂口委員長 これをもって、討論を終結します。

本案については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○坂口委員長 賛成多数であります。

よって、議案第9号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてお諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算についてお諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算についてお諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました令和5年度の予算審査はすべて終了しました。

なお、当委員会の審査結果報告については正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○中西町長 委員皆さんには、2日間本当に慎重にご審議いただきありがとうございます。当委員会に付託しておりました議案第8号から第13号まですべて可決いただきましたこと、お礼を申しあげまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○坂口委員長 皆さんには、2日間にわたり熱心に審査を賜り、誠にありがとうございました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

(午後4時05分 閉会)